喜茂別町 公共施設等 総合管理計画



令和6年3月改訂 喜茂別町

目 次

第1章 公共施設等の現況、将来の見通し 第1節 公共施設の現況と課題 1. 公共施設等総合管理計画改訂にあたって ・・・・・・・・・・ 3. 対象施設の現況と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 第2節 人口・ニーズの現況と課題 第3節 財政の現況と課題 1. 財政全般の現況と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・ 2. 投資的経費、維持補修費の見通し・・・・・・・・・・・・・ 第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針 第1節 計画の管理方針 1. 理念・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 2. 計画期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 実行計画の策定手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12 第2節 取組体制と情報管理 1. 取組体制 •••• 第3節 現状や課題に関する基本認識 1. 建物系公共施設に対する現況と課題 ・・・・・・・・・ 16 2. インフラ資産に対する現況と課題 ・・・・・・・・・・ 17 第4節 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 1. 公共施設等の品質、コスト、数量に対する数値目標 ・・・・・・ 18 2. 総合管理計画の基本的な方針 ・・・・・・・・・・・ 21 3. 実施方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24 第5節 フォローアップの実施方針 1. 業務サイクルによるフォローアップ ・・・・・・・・・・ 33

2. 議会や住民との情報共有 ・・・・・・・・・・・・ 33

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

第1節	建物系公共施設の管理に関する基本的な方針	
1.	学校教育系施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
2.	公営住宅 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
3.	その他の施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
第2節	土木系公共施設(インフラ)の管理に関する基本的な方針	
1.	道路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
2.	橋梁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
第3節	公営企業会計施設の管理に関する基本的な方針	
1.	簡易水道施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
2	下水道施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52

第1章 公共施設等の現況、将来の見通し

第1節 公共施設の現況と課題

1. 公共施設等総合管理計画改訂にあたって

本町は平成27(2015)年度に「喜茂別町公共施設等総合管理計画」を策定し、着実な取組を行ってきたが保有施設の変化等に対応するため、改訂を行うこととした。

今日、前計画時と同様に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、地方自治体において、厳しい財政状況が続く中で今後、人口減少、少子高齢化等により公共施設等の需要、及び利活用が変化していくことが予想される。また新たに建設資材、人件費の値上げ等による工事費の高騰が問題となっている。

前計画策定後、国からは平成30(2018)年2月に改訂された総務省作成の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」をはじめとして、令和3(2021)年1月26日付けにて通知された総務省作成の「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」、令和4(2022)年4月1日付けにて通知された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について」等により、さらなる公共施設の計画的な管理の推進が求められている。

本町も昭和40年代、高度経済成長期以降、学校、公営住宅等、多くの公共施設等を整備してきているが、前述した様に人口の減少及び少子高齢化が進み、整備当初時から町民のニーズに変化が起きている。また、築20年~40年の施設が多く、今後、施設の大規模改修・更新時期を迎え、多額の費用が予想される。一方、財政面では長期的な人口の減少による税収減、高齢化による扶助費等経費の増大等が予想される。

この様な状況の中で公共施設等の維持更新費を適正な水準に抑え、町民のニーズにあった 質の高いサービスを実践することが必要となる。

そのため再度、公共施設等全体の状況を把握し、総合的、且つ計画的な管理により、更新・ 統廃合・長寿命化の推進、財政負担の軽減・平準化を目指し、公共施設等の最適な配置を目 的に、本町の実情にあった公共施設等総合管理計画の改訂を行うものである。



2. 対象施設

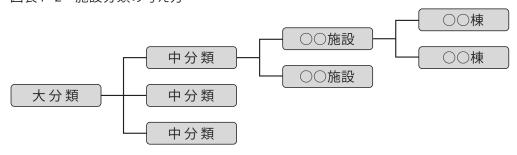
本計画で対象とする公共施設等は以下の様に分類する。

図表1-1 施設分類

	対 象 施 設							
類型区分	大分類	中分類	主な施設					
	学校教育系施設	学校	小学校•中学校					
	町民文化系施設	集会施設	集会場					
	社会教育系施設	博物館等	美術館					
	位 五	図書館	中央図書館・地域図書館等					
	スポーツ・	スポーツ施設	プール・柔剣道場等					
	レクリエーション系施設	レクリエーション施設	観光センター					
	産業系施設		産業振興センター等					
Z事版で	子育て支援施設	幼保・こども園	保育所					
建物系 公共施設	保健•福祉施設 高齢福祉施設		介護老人保健施設等					
ム大池政	医療施設		診療所等					
		庁舎等	庁舎・支所・町民窓口・事務所・事業所等					
	行政系施設	消防施設	消防署					
		その他行政施設	備蓄倉庫・防災センター等					
	公営住宅		公営住宅					
	公園	公園施設	管理棟・便所等					
	供給処理施設		ごみ処理場					
	その他建築系公共施設		職員住宅等					
土木系	 道路	道路	町道・他					
公共施設	但唯	橋梁	PC橋·RC橋·鋼橋·木橋					
公営企業	簡易水道	簡易水道	上水管路・排水場・浄水場・配水池等					
会計施設	下水道	下水道	下水管路・ポンプ場・下水処理場等					

図表1-2に施設分類の考え方を示す。平成27(2015)年度の計画対象施設は附帯施設として存在する10㎡未満の施設については対象外としていたが、「喜茂別町個別施設計画」(令和6年3月)との整合性を図り、全てを対象とする。

図表1-2 施設分類の考え方



3. 対象施設の現況と課題

(1) 建物系公共施設の現況と課題

本町が所有する施設は前回の計画策定時である平成27(2015)年度では156棟あり、総床 面積は55,933㎡であったが、数量に対する施策等により床面積の縮減を進めた結果、令和 5(2023)年度では145棟、総床面積は54,930㎡と減少している。また、有形固定資産減価 償却率は令和4(2022)年度で65.9%となっている。

このうち、建物系公共施設は133棟、総床面積は52,492㎡であり、施設の多くは昭和 47(1972)年度から平成10(1998)年度に建設されている。施設区分の面積構成比では公営 住宅施設が30.31%を占めており最も多く、次に学校教育系施設が17.76%と続く。

公営住宅施設の多くは昭和55(1980)年度から平成24(2012)年度に建設されており、お おむね40年を経過すると老朽化が進むため、品質の観点から大規模改修、更新の時期が令和 2(2020)年度から令和54(2072)年度の間に訪れることが予想される。また、昭和49(1974) 年度から平成10(1998)年度に建設された学校教育系施設も同様に平成26(2014)年度から 令和40(2058)年度の間に大規模改修、更新の時期が訪れると予想され、既に大規模改修の 検討が必要な時期となっている施設がある。

(m²) <u>築60年</u> <u>築50年</u> <u>築40年</u> <u>築30年</u> <u>築20年</u> <u>築10年</u> 5,000 4,000 3,000 2,000 1,000 O 産業系施設 ■ 行政系施設 | 供給処理施設 保健•福祉施設 ▋スポーツ・レクリエーション系施設 町民文化系施設 医療施設 公営住宅 公園 その他建築系公共施設

図表1-3 建築年ごとの面積推移

年 度	令和2(2020)	令和3 (2021)	令和4(2022)
	年度	年度	年度
有形固定資産 減価償却率	61.1%	62.9%	65.9%

(2) インフラ資産(土木系公共施設、公営企業会計施設)の現況と課題

インフラ資産の全体は道路、橋梁があり、公営企業会計施設は簡易水道、下水道に分類する。 主要なインフラ施設について年次別の工事額を掲載することにより本町のインフラ資産を把握 するが、道路については現在の総延長のみの把握とする。

インフラの多くが昭和52(1977)年度から平成12(2000)年度に建設されており、おおむね60年を経過すると老朽化が進むため、品質の観点から大規模改修・更新の時期が令和19(2037)年度から令和42(2060)年度の間に訪れる事が想定される。また、公営企業会計施設(建物)については1990年代に建設された建屋については30年から35年を経過しており、今後劣化が進むと想定される。

(百万円) 1,000 900 800 700 600 500 400 300 200

橋梁 簡易水道 簡易水道建屋 下水道 下水道建屋

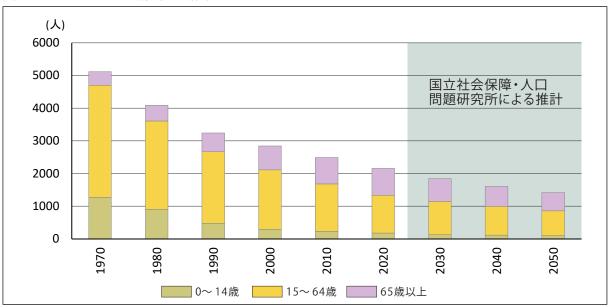
図表1-4 インフラ資産の新設工事額の推移

第2節 人口・ニーズの現況と課題

1. 人口の推移と施設規模

我が国全体で少子高齢化が進行しており、今後もこの傾向は続くと想定される。本町も人口の減少と共に、少子高齢化が進み人口構成は変化するものと思われる。これにより、町民のニーズは大きく変化することが予想され、公共サービスのあり方も変化に対応して行く必要がある。

本町の人口も同じ傾向にあり、昭和45(1970)年以降減少の傾向にあるが65歳以上の人口構成比は一貫して増加している。また、0歳~14歳までの人口比率は減少しており、今後人口の減少と共に少子高齢化も進むと予想される。令和32(2050)年には65歳以上の人口は全体の約4割を占めると予想される。

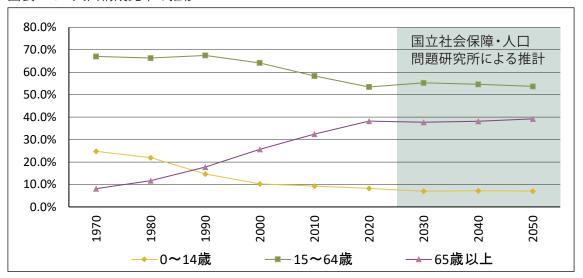


図表1-5 人口と人口構成比の推移

				人口構成の推移							
年齢層	人口・構成比	単位	1970	1980	1990	2000	2010	2020	2030	2040	2050
0~14歳	人口	人	1,269	898	477	291	230	179	130	116	100
070 4版	構成比	%	24.8%	22.0%	14.7%	10.2%	9.2%	8.3%	7.1%	7.2%	7.1%
15~64歳	人口	人	3,430	2,708	2,188	1,822	1,452	1,153	1,018	879	761
13.004成	構成比	%	67.1%	66.3%	67.5%	64.1%	58.3%	53.5%	55.2%	54.6%	53.7%
65歳以上	人口	人	416	479	575	730	808	824	695	614	556
103 成以上	構成比	%	8.1%	11.7%	17.7%	25.7%	32.4%	38.2%	37.7%	38.2%	39.2%
全人口	人口	人	5,115	4,085	3,240	2,843	2,490	2,156	1,843	1,609	1,417

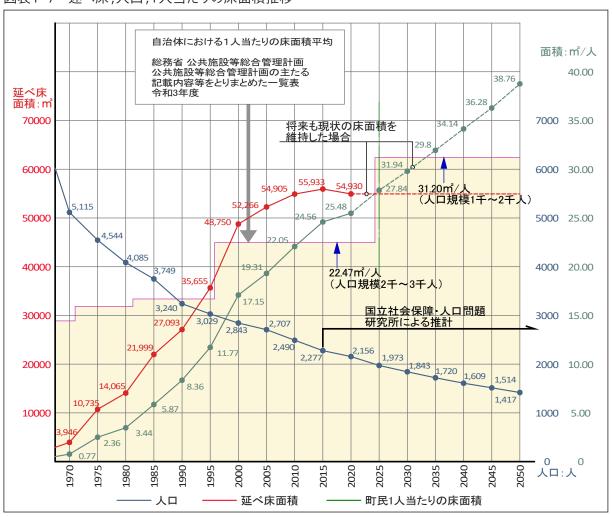
^{※ 2020}年までは国勢調査、2030年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計

図表1-6 人口構成比率の推移



一方、施設の延べ床面積は昭和55(1980)年度から平成12(2000)年度の間に急激に増加しており、昭和40(1965)年以降の人口の減少と逆に施設は増加している。今後、施設の増加がなくても現状の床面積を維持すると、町民1人当たりの床面積は増加すると予想される。

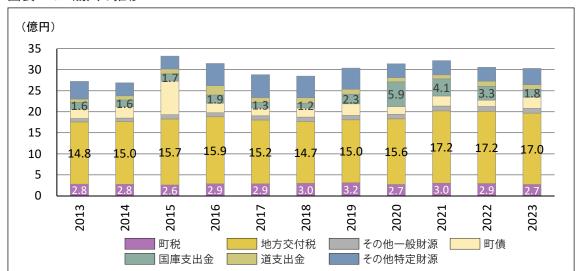
図表1-7 述べ床,人口,1人当たりの床面積推移



第3節 財政の現況と課題

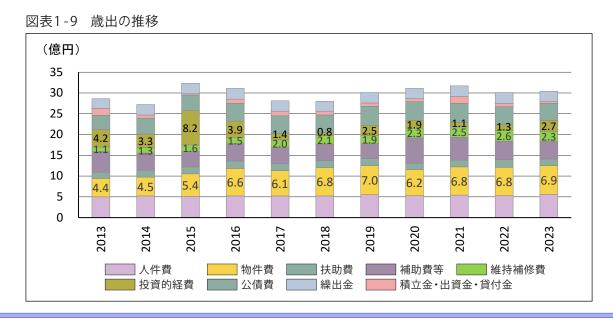
1. 財政全般の現況と課題

本町の歳入は地方交付税と国庫支出金の増加により歳入は増加の傾向にある。しかし、自主財源は2割前後であり、地方交付税等の依存財源の動向により不安定な状況にある。また、町税は緩やかな減少傾向となっている。



図表1-8 歳入の推移

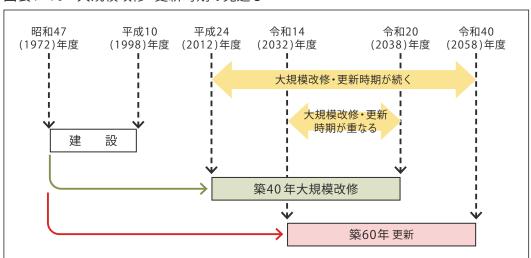
歳出では維持補修費、物件費が増加、投資的経費は減少の傾向にある。施設の建築等にはこの維持補修費、投資的経費から、更新、大規模改修、修繕、維持管理費を支出するが、前述の様に多くの施設が昭和47(1972)年度から平成10(1998)年度に建設されている。このことから、おおむね40年を過ぎた施設の大規模改修の時期は平成24(2012)年度から始まっている。また、築60年を過ぎた更新は令和14(2032)年度から発生すると予想され今後、施設の更新に対し、財源不足となる可能性がある。



2. 投資的経費、維持補修費の見通し

(1) 建物系公共施設の更新費用の推計

多くの施設が昭和47(1972)年度から平成10(1998)年度に建設されていることから、平成24(2012)年度から令和20(2038)年度の間に築40年を迎え大規模改修の時期となる。その後20年を経過すると、築60年となり、令和14(2032)年度から令和40(2058)年度の間、施設の更新時期となる。また、令和14(2032)年度から令和20(2038)年度は大規模改修と更新の時期が重なり、大きな費用の発生が予想される。

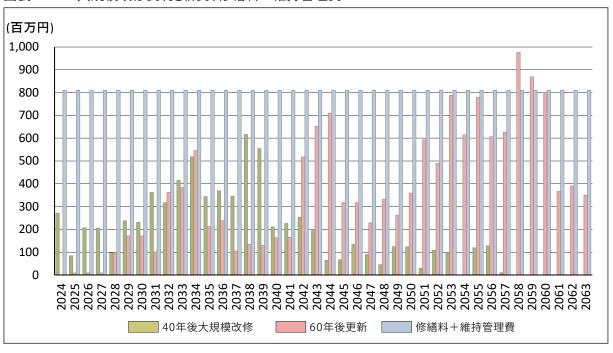


図表1-10 大規模改修・更新時期の見通し

施設を維持するためには建設費、大規模改修費、更新費以外に経常的な修繕料、維持管理費が発生する。維持管理費は保守・点検費、清掃費、警備費、消耗品費、光熱水費、外部委託費等となる。図表1-3に示した建築年ごとの面積推移を基に今後40年間に施設の維持に必要となる費用について推計を行う。

推計の条件

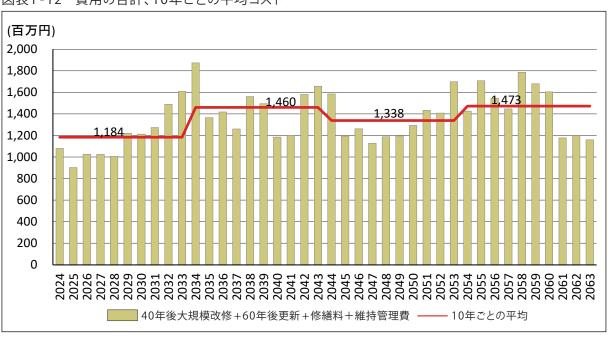
- ・今後新たな建設は想定しない。
- ・竣工後、60年を経過した時点で更新を行う。更新は同じ床面積とする。事業は3か年とし、費用を分割する。
- ・竣工後、40年を経過した時点で大規模改修工事を行う。事業は2か年とし、費用を分割する。
- ・各事業の費用の算出は「喜茂別町個別施設計画」(令和6年3月)に使用した単価を準用する。
- ・物価変動による調達価格の変動は想定しない。



図表1-11 大規模改修費、更新費、修繕料+維持管理費

推計の結果により、経常的な修繕料及び維持管理費は、大規模改修費又は更新費より高額となっている。

次に年毎の施設の維持に必要な費用と現在より前後10年間の平均を示す。今後10年間に対し、令和16(2034)年度~令和25(2043)年度の10年間は大規模改修と更新が重なる時期となるため、大幅な費用の増額が予想される。



図表1-12 費用の合計、10年ごとの平均コスト

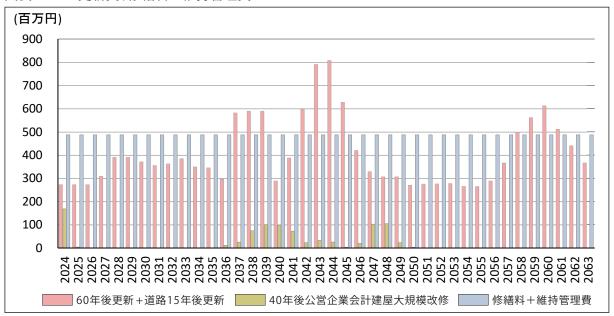
(2) インフラ資産の更新費用の推計

インフラ資産についても同様に今後40年の費用の推計を行う。

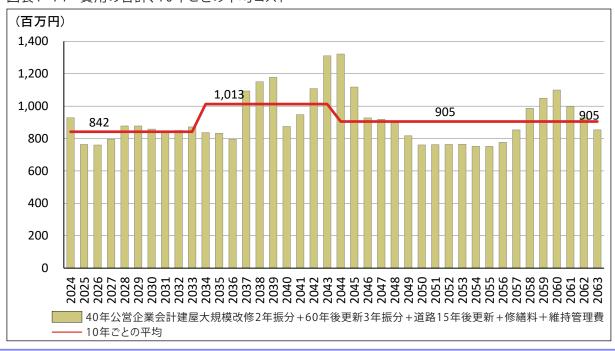
推計の条件

- ・今後新たな建設は想定しない。
- ・竣工後、60年を経過した時点で更新を行う。事業は3か年とし、費用を分割する。
- ・各事業の費用の算出は総務省「更新費用資産ソフト」による、規模当たりの単価を参考とする。
- ・物価変動による調達価格の変動は想定しない。
- ・道路は総延長のみの把握によるため、15年を経過した道路は更新が発生すると想定し、毎年の事業として按分する。

図表1-13 更新費、修繕料+維持管理費



図表1-14 費用の合計、10年ごとの平均コスト



第1節 計画の管理方針

1. 理念•目的

(1) 理念

本町の公共施設等全体を町民の貴重な資産と捉え、町民と問題意識を共有し、持続可能なまちを目指し、公共施設等の将来における方向性の確立に向けて取り組む。

(2) 目的

多様化する需要に対応するため、本町の公共施設等の整備や維持管理を計画的に効率よく行い、長寿命化を図り、公共施設の利活用促進や統廃合を進めることによってまちづくりの基礎となる行財政の健全な運営を目的とし、町民のニーズを踏まえた質の高いサービスと行財政運営との均衡を図る。

本町では、上に示すような計画の理念と目的を定めることにより、公共施設等のあり方を決め、町と町民がお互いに歩み寄り、ともに相応しい公共施設のあり方を考えることを目指す。

総合管理計画策定を実行に移していくため、以下の2点を推進する。

・行政の努力 : 統廃合を含む施策推進による経費の削減と平準化を目指す。

・住民との協働:「地域のことは地域に住む住民が責任を持って決定していく」という自己決

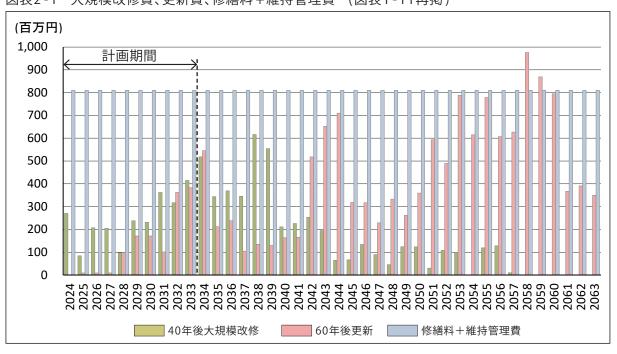
定と自己責任が問われる時代の中で自治組織等、多様な団体と相互に連携し、

対応することにより新しい公共空間を形成していく。

2. 計画期間

計画期間は本年度、個別計画が策定されたことにより、保有する施設の更新を行い、新たに令和6(2024)年度から令和15(2033)年度までの10年間とする。

図表2-1 大規模改修費、更新費、修繕料+維持管理費 (図表1-11再掲)



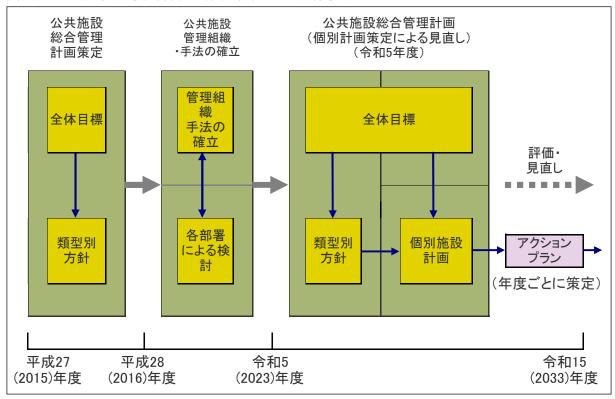
3. 実行計画の策定手順

総合管理計画の策定後、必要な事項を以下の順で具体的な実行計画(アクションプラン)を 策定する。

- ・管理のルールを定め、手法を確立する。
- ・ルールに基づき計画の各部局における検証を行う。
- ・管理手法を実行するにあたり、必要となる公共施設管理体制の整備を行う。
- ・計画を具体的に進めるアクションプランを策定する。

図表2-2は、アクションプランとの関係において、公共施設等総合管理計画の位置づけ・計画期間を示したものである。計画期間については、改訂作業後、令和6(2024)年度から令和15(2033)年度までの10年間を計画期間とする。このプランについては、全体目標と本年度策定した「喜茂別町個別施設計画」(令和6年3月)に基づき、年度ごとに各課と調整の上、策定する。

その後、施設の劣化状況、社会状況、歳入歳出の変化、または制度の変更等、試算等の前提条件の変更に応じ計画の見直しを行い、再度10年ごとの計画を策定する。



図表2-2 公共施設等総合管理計画の位置づけ・実行手順

第2節 取組体制と情報管理

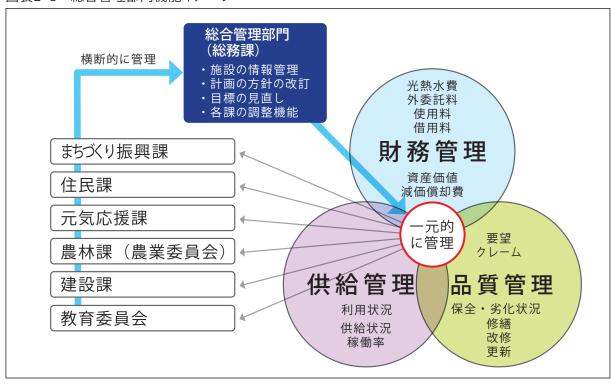
1. 取組体制

公共施設等を効率的に維持管理をする組織体制を構築するため、施設の総体を把握し、情報を管理する総合管理部門は総務課が行う。

総合管理部門は、横断的な組織として各課で収集した施設の情報管理、計画の方針の改訂や目標の見直しを取りまとめ、各課の調整機能を有するものであり、施設の各課を横断的、且つ一元的に管理を行う。図表2-3に総合管理部門機能のイメージを示す。

- ・公共施設等に関して各部局全てを横断する位置づけの部門とし、各課に対し、公共施設等の 情報収集や調整等の権限を持つ。
- ・公共施設等に関して各施設の情報管理、維持保全等の業務状態を一元的に管理できる機能を持つ。
- ・公共施設等に関して本町の首長を支援できる組織の位置づけである。
- ・公共施設等に関して財政部門と密接に連携する。

図表2-3 総合管理部門機能イメージ

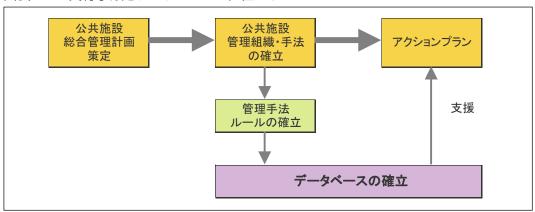


2. 情報管理

(1) 情報管理の目的

この管理体制を実現し、機能させるために各所管に散在する関連データをそれぞれの部門から収集し、情報の一元化を行う。

図表2-4 実行手順とデータベースの位置づけ



(2) 情報管理方針

情報管理は、以下の方針による

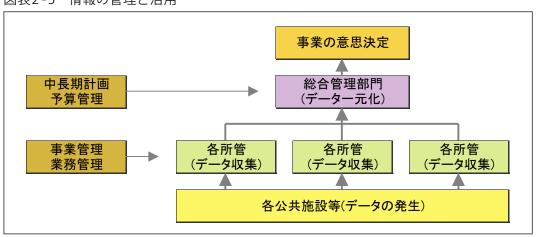
- ・収集するデータの所管、担当所管を確定し、定期的な収集業務が実行出来るようにする。
- ・データの収集・情報管理のルールを確立し、定期的な更新が可能となるようにする。
- ・データベースを確立するため、コンピュータシステムだけではなく、その運用方法(情報の収集、情報の維持管理ルール)と共に一体的に整備する。

(3)情報の管理体制

情報を収集し、それを整理して活用していく情報の運用管理の体制を構築する。

各所管は、発生する情報を収集し、総合管理部門に情報を渡す。総合管理部門は各所管が収集したデータの維持管理を行ない、収集した情報をデータベース化し、常に新しい情報であるようにメンテナンスなどの加工を加え保存し、必要な部署で活用出来るようにする。

図表2-5 情報の管理と活用



(4) 情報の収集

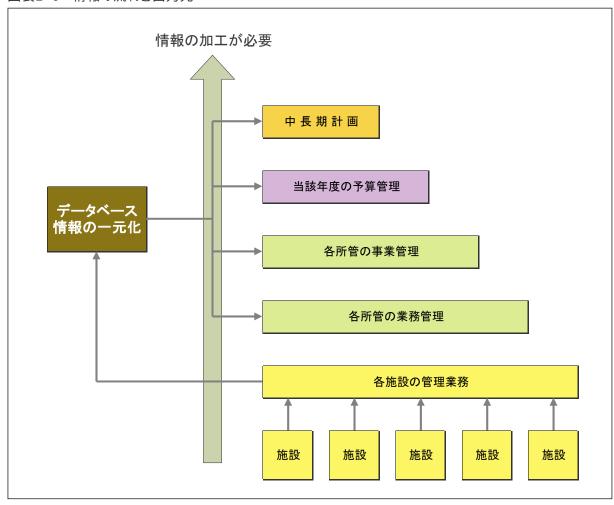
多くの所管で管理する公共施設等の情報を一元的に管理し、常に最新の情報に保つために、 各所管で共通のルールを策定する。特に現況情報の収集については、以下の点に留意する。

- ・施設の現況情報は、施設の維持管理において基本となる情報である。そのため出来るだけ最新 のものが望ましく、定期的に情報収集を行う。調査期間を設定し、漏れの無い様、情報の更新 を行う。
- ・現況調査を外部委託にすると、高い頻度で定期的な調査は経費面等から不可能である。よって各施設の担当者が共通のルールで基本的な調査を行う仕組みを検討する。

(5) 情報の運用

収集したデータはそれぞれ必要とする部署が活用するため、情報の一元化と共に加工が可能なものとする。現場で直接施設を管理する担当者から当該年度の予算執行の判断を行う部署まで、それぞれ情報を必要とする部署がデータベースより情報を活用・加工し、また新たに業務より得られた情報の入力を行う。

図表2-6 情報の流れと出力先



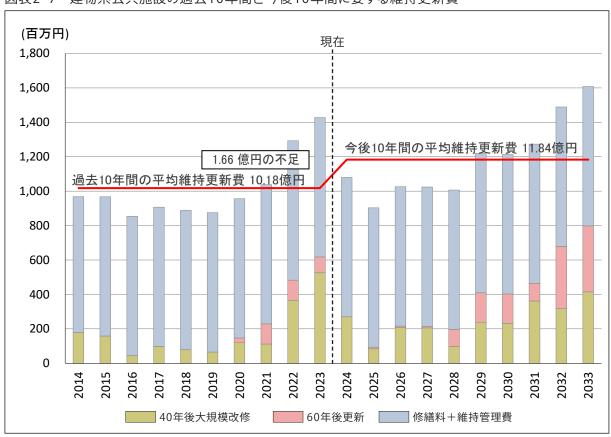
第3節 現状や課題に関する基本認識

1. 建物系公共施設に対する現況と課題

- ・多くの施設が昭和47(1972)年度から平成10(1998)年度に建設されていることから、令和 14(2032)年度から令和20(2038)年度は大規模改修時期と更新時期が重なり、大きな費用 の発生が予想される。
- ・少子化の進展等により、町全体の人口が減少している。今後、公共施設等の数量は人口に比較して過多な状況が続くと予想され、数量を適正に保つための施策が必要となる。
- ・財政状況は少子化等に伴う生産年齢人口の減少により、町税の減少が今後想定され、依存財源の動向により不安定な状況にある。そのため、施設の維持更新費に対し財源不足が懸念される。一方、今後40年間に大規模改修や更新の必要な施設が数多くあり、維持更新費の削減を目的とした施策が求められる。

図表2-7は建物系公共施設の過去10年間と今後10年間を同じ条件で試算した場合の維持 更新費を示す。今後10年間に要する維持更新費は、年平均で約11.84億円となる。一方、過 去10年間では年平均で10.18億円となり、1.66億円が不足するものと考えられる。

以上の現況と課題から人口の増減や人口構成の変化に応じて、公共施設の総量の適正化(削減)を検討することが必要である。そして、財源に見合う公共施設の維持・更新を実施し、公共施設総量の適正化に対応したサービスの提供が必要となる。

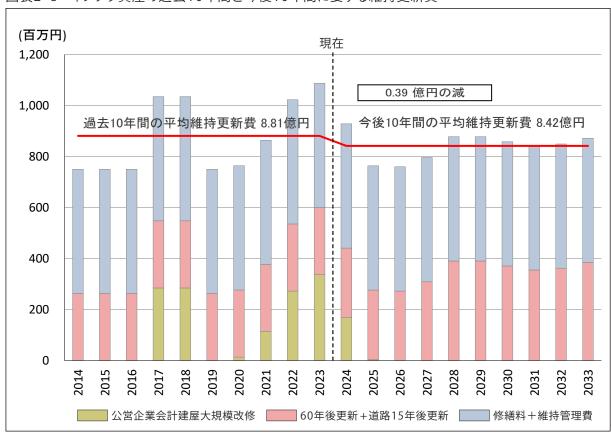


図表2-7 建物系公共施設の過去10年間と今後10年間に要する維持更新費

2. インフラ資産に対する現況と課題

- ・インフラ資産の多くが昭和52(1977)年度から平成12(2000)年度に建設されており、令和19(2037)年度から令和42(2060)年度にかけて建設から60年経過するため、老朽化が進行する。インフラ資産の品質を適正に保つには大規模な更新が必要である。
- ・少子化の進展等により、町全体の人口が減少に転じている。インフラ資産の縮減は現実的ではないが、不要なインフラ資産の確認が必要である。
- ・財政状況は少子化等に伴う生産年齢人口の減少により、町税の減少が今後も予想され、依存 財源の動向により不安定な状況にある。そのため、維持更新費の削減を目的とした施策が求め られる。図表2-8はインフラ資産の過去10年間と今後10年間を同じ条件で試算した場合の 維持更新費を示す。

図表2-8 インフラ資産の過去10年間と今後10年間に要する維持更新費



第4節 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

1. 公共施設等の品質、コスト、数量に対する数値目標

本町は、公共施設等を取り巻く課題をより明確にするため、公共施設等の総量適正化に係る 分析において、以下の基本的な考え方を採用する。

(1) 品質の維持と長寿命化に対する施策

公共施設に関しては、大規模改修工事などを計画的に実施し、施設を可能な限り長期的に使用する。また、耐久性の高い構造躯体を持つ施設は、大規模改修を行い用途変更にて長期間使用する。これらにより、財政負担の軽減を図る。

将来の年平均維持更新費の算出に当たっては、通常40年で更新時期を迎える公共施設に対し、40年で大規模改修を実施し、60年まで使用できるものと想定した。長寿命化の目標は一般的に解体まで40年間使用する施設を60年、80年、若しくは100年の使用を目標とする場合もあり、施設の用途、構造仕様等によって使用する期間の目標を定める必要がある。

(2) コスト削減に対する施策

ライフサイクルコストにおける維持管理費は、点検費、保守費、清掃費、警備費、消耗品費、光 熱水費から構成されており、これらは特に大きな割合を占めると想定され、具体的なコスト削減 の策定を行う。

・ 光熱水費の削減

設備の更新時は省エネ効果の高い設備機器の採用により、コスト構成比率の大きい光熱水費の削減を図る。また、大規模修繕時は断熱工事によるエネルギー負荷の削減を行う。運営時は状況に応じた暖房や照明設定などのエネルギー管理を行い、コストを削減する。

・点検費、保守費、清掃費の削減

アクションプランの段階において、実際に発生しているコストについて内容を分析し、各費用それぞれについて、計画期間の10年間において修繕料と維持管理費に対し5%のコスト削減策を実施した場合を図表2-9に示す。

図表2-9 建物系公共施設の過去10年間と今後10年間に要する維持更新費

維持更新費	コスト構成比 (百万円)	当初見通し (百万円)	5%コスト削減策	
60年後更新費	11%	132	132	
修繕料+維持管理費	68 %	810	769	
大規模改修費	21%	243	243	
合 計	100%	1,184	1,144	

5%コスト削減をする項目

※ 四捨五入の都合で合計が合わない場合がある

(3) 公共施設資産(PRE)の有効活用

公共施設等の資産PRE (Public Real Estate) により、縮減対象の土地や施設の売却、用 途変更による貸出等、増収施策を検討する。

- (4) 数量に対する施策:総延床面積の目標縮減率 以下の条件を用いて、目標縮減率を算出する。
 - ① 計画期間10年間平均の維持更新費:11.44億円/年 (修繕料と維持管理費に対し5%のコ スト削減策を実施した場合)
 - ② 過去10年間平均の維持更新費:10.18億円/年 (支出可能な額であると想定)
 - ③ 延床面積を縮減することにより、修繕料と維持管理費の合計も削減される。100%縮減した 場合は支出が0となり、その金額はすべて財源に回せるものとする。
 - ④ 延床面積の縮減に伴い、PREの売却などを実施するものとして、そこで得られる収入を維持更 新費の財源に回す検討も行う。
 - ⑤ PREの有効活用で、固定的な収入となる項目、例えば施設の貸与は、収入全額を維持更新費 の財源に回す検討も行う。

この条件をグラフにしたものを図表2-10に示す。③の施策を行った場合、計画期間(10年 間平均)の維持更新費(青)と修繕料+維持管理費の縮減分延面積の縮減分(赤)の交点が 財源と均衡する総延床面積の縮減目標となる。施策なしの場合、計画期間(10年間平均)の 維持更新費(青)と財源とする過去10年間平均の維持更新費(緑色)の交点が財源と均衡す る総延床面積の縮減目標となる。これにより、支出可能な維持更新費で施設の活用を図って いくことが可能となる。

PREの活用による収益固定的な収入を財源とする(⑤の施策) 5%コスト削減を 行なった計画期間 PRE売却等による収益延面積の縮減による売却等を財源とする (10年間平均)の 維持更新費 (4)の施策) 修繕料+維持管理費の縮減分延 11.44億円 面積の縮減分を財源と 削減後の修繕料+ する(3)の施策) 維持管理費 7.69億円 (億円) 延床面積を縮減すると 12 財源は増加 10 8 過去10年間平均の維持更新費 10.18億円 計画期間(10年間平均)の 6 延床面積を縮減すると 維持更新費 維持更新費は減少 4 延床面積を11.01%縮減(施策なしの場合) 2 延床面積を6.59%縮減(③の施策) 0 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100 延床面積の縮減率(%)

図表2-10 目標となる縮減率

計画期間(10年間平均)の維持更新費

縮減率によって維持更新費がどのように変化するのかを示す。将来の年平均維持更新費は、延床面積の削減が無ければ、11.44億円であるが、100%縮減されたら維持更新費は必要なくなるため0円となる。

・過去10年間平均の維持更新費

縮減率に関わらず、支出可能な額であると想定する。

・修繕料+維持管理費の縮減分(③の施策)

縮減により修繕料と維持管理費も縮減される。支出可能な額は100%の修繕料+維持管理費の金額を現在の維持更新費に上乗せした点と、縮減率が0%の点を結ぶ線上となるが、100%縮減され場合、削減後の修繕料+維持管理費の全額が不要になり財源に回せる。また縮減率が0%の場合、財源に回せる額は0となり、過去10年間平均の維持更新費10.18億円のみとなる。

・ PRE売却等による収益 (④の施策)

縮減した PRE を売却等で収入とする。縮減率に比例して収入も増加し、その分を維持更新費に回せるものとしたため、③に上乗せ延床面積の縮減率は下がる。

PREの活用による収益(⑤の施策)

PRE の貸出し等の有効活用で毎年一定額が収入として入るとした場合、④に一定額が上乗せされ、さらに延床面積の縮減率は下がる。施策を実施しない場合、計画期間(10年間平均)の維持更新費と財源とする過去10年間平均の維持更新費の交点で縮減すれば、現状支出できる10.18億円で将来も維持更新費が賄える。しかし、上記の③の施策を実施した場合、維持更新費の財源が増えるため、計画期間(10年間平均)の維持更新費と修繕料+維持管理費の縮減分延面積の縮減分の交点で延床面積の縮減を行うことで維持更新費が賄える。

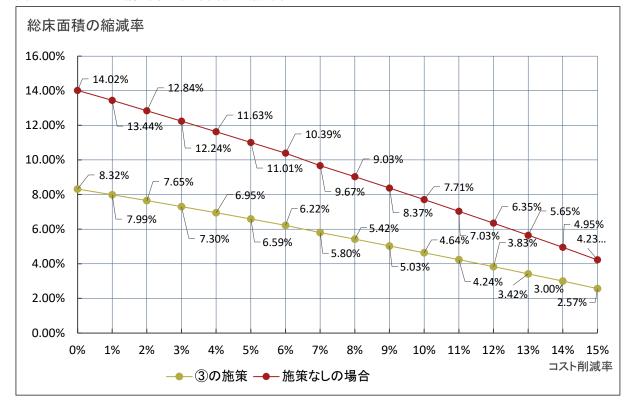
縮減対象施設の選定は、アクションプランにおいて、町民のニーズや施設利用度、耐震性能等を総合的に検討し、最終的には住民や議会と調整の上、選定する。総延床面積の縮減方法についても同様に、保有施設の廃止、複合化、集約化、用途変更など施設総量の縮減、長寿命化など様々な施策に取り組むこととする。

(5) コスト削減率と総床面積の縮減率

この考え方を基にコスト削減率と総床面積の縮減率の関係を図表2-11に示す。過去10年間平均の維持更新費を今後の支出額の目標とした結果、③の施策を実行し、修繕料+維持管理費の削減率を5%、総床面積の縮減目標を6.59%とする。

インフラ施設については、縮減や廃止は困難なため、業務の見直しによる管理費の縮減を基本とする。今後、計画期間に大規模な更新等はなく、維持更新については、おおむね現状のまま推移すると想定される。しかし、令和16(2034)年度から維持更新費の増加が予想されるため、計画期間内の全体的な維持管理費を縮減を目的として、総合的な調査を行い長寿命化対策を検討する。

※施設ごとに修繕料、維持管理費は違うが、ここでは上記の条件に従い、延床面積の縮減率(%) と維持更新費は比例するものとして目標縮減率を算出するものと考える。



図表2-11 コスト削減率と総床面積の縮減率

2. 総合管理計画の基本的な方針

本町の現状や課題に対する認識を踏まえ、総合管理計画策定について基本的な方針を整理する。

(1) 町民のニーズに対し適切に対応する

公共施設等は本来、町民に公共サービスを提供するための施設であり、適切に利用されて初めてその効果を発揮する。そのため、本町を取巻く社会の経済状況や年数の経過によって変化する町民のニーズを捉え、有効利用されることを目指す。

・用途の転用、又は複合化による既存公共施設の有効活用

建物は、長期間の使用を前提に整備することが前提であるが、使用期間中に期待する町民ニーズが変わり、施設の機能が発揮されない場合がある。この場合、耐久性の高い構造躯体をもつ建物は、既存の構造躯体を利用し、内装、設備等の改修を行い、用途の転用、または他の施設と集約し、一棟の建物に複数の施設を盛り込む複合化等の検討を行い、町民のニーズに対し適切に対応する。

・公平性に基づく受益者負担の適正化

施設の維持管理などに要する経費は、本町の税等、一般財源と施設利用者による受益の対価(使用料等)から賄われている。公共施設の使用料などは、公共施設を利用しない人との公平性に考慮して利用者には適正な負担を求めることが重要と考える。また、本町を取巻く社会の経済状況の変化や利用実態に合わせて、使用料等を適切に設定する必要がある。

(2) 人口減少を見据えた整備、更新

本町の人口は、今後も減少が見込まれる。そのため、新規施設の整備は最小限に抑制し、既 存の公共施設を貴重な財産と捉え、適切な維持管理によって、できる限り長期間使用する。

・ 人口動態などに基づいた全体面積のコントロール

施設の整備・更新時期を迎えることによって、多額の更新費が見込まれる。また、公共施設を適切に維持管理、運営をするために様々な費用が必要となる。そのため、公共施設全体の延床面積は、人口や人口構成の変化、財源等の条件により、適切に調整することが重要であると考えられる。そのため、本町における面積標準を定め、判断基準とすることが必要となる。

本町の公共施設は昭和45(1970)年度以降の人口の減少と逆に施設は増加しており、一人あたりの延べ床面積は昭和45(1970)年度で町民1人あたり0.77㎡であったが、その後急激に増加し、人口規模2千~3千人の自治体における1人あたりの床面積は令和3(2021)年度調べで22.47㎡/人に対し、本町は令和2(2020)年度では25.48㎡/人となる。このまま、現在の床面積を維持すると令和32(2050)年度には38.76㎡/人となり、全国平均を大きく上まわることとなる。よって、政策的には新設、更新が必要な場合であっても、全体の延床面積を一定の範囲内にコントロールしながら、費用対効果を十分に検証して整備・更新をする。また、利用されていない施設の部分を撤去して、耐震性能等を高めながら、規模の適正化を図る減築といった手法も検討する。不要と判断された部分は解体等により延床面積を縮減し、維持更新費の削減を行う。削減された費用は他の設備の維持更新費に回すことにより、財源の負担を軽くすることを検討する。

・既存公共施設の長期使用と予防保全・機能改善

整備された公共施設は、定期的に現況調査を行い、必要に応じて修繕工事を実施することにより長寿命化を図り、将来にわたり有効活用する。特に、使用頻度が高い施設を中心に、不具合発生の都度修理を行う事後保全から、事故が起こる前に計画的に実施する予防保全への転換を目指す仕組みをつくることで、施設を良好な状態に保つ。また、バリアフリー化、太陽光発電設備などの環境対応、省エネ対策等、社会状況に即した大規模改修工事を実施することも検討する。

・民設民営方式への移行

公共サービスの担い手が多様化する最近では、行政が直接整備するよりも効果が見込める場合などには、民間企業や自治会、社会福祉法人、NPO法人等が施設を整備し、公共サービスを提供する民設民営方法を検討する。

(3) 協働の理念に基づく維持管理・運営

本町は、無駄のない行政運営による歳出削減や財源の確保など、自立した自治体経営を推進しているが、一方で、町の職員や財源などの行政資源には限界がある。そのため、公共施設の維持管理・運営や新規整備や修繕工事における資金調達について、多様な主体との協働の理念を活かすことを検討する。また、自治体運営に対する地域住民の関心が高まり、行財政の適切な運営に対し厳しい目が向けられるようになる一方、心の豊かさを重視する価値観の高まりとともに、自己表現の場として、活躍の場を「地域」に広げていくことに期待が寄せられている。今後は、行政と町民をはじめ、民間企業、社会福祉法人、NPO法人等との協働によるまちづ

くりを推進していくことが求められており、まちづくりにおける行政の役割を再検討し、多様化

するニーズや地域課題の解決に向け、町民等との役割分担による連携・協力が重要となる。

・町民、民間企業、社会福祉法人、NPO法人等、民間活力の導入

指定管理者制度、PFI、包括的民間委託など、これまで行政が担っていた役割を民間企業などが担う仕組みが整えられてきた。また、地方自治法の改正により、以前は認められていなかった行政財産も、一定の条件の下で貸付けができることとなった。施設の維持管理・運営において、そうした民間活力を積極的に取り入れ、新規整備や修繕工事において民間資金の活用を積極的に図り、施設の機能や役割に応じて、民間企業、社会福祉法人、NPO法人、自治会、ボランティア等、多様な主体と協働を図る。

・ 公共施設を核としたコミュニティの醸成

協働の基本的な理念より、住民と行政が、対等な立場で目的を共有しながら、連携・協力して地域の公共的な課題の解決に取り組み、地域に相応しいまちづくりを行う。 施設を、住民協働型のまちづくりにおけるコミュニティの核とし、人口減少によって将来的に施設全体の延床面積を縮減させる場合でも、防災施設としての機能、地域の拠点等、公共施設が担っている重要な役割を担うことに留意する。

(4) 集団合意形成の仕組みの策定と住民の理解

公共施設全体の延床面積縮減に伴う施設の統合や廃棄に当たっては、住民の理解と合意形成が特に重要であり、合意形成のないままの統廃合等の実行は問題となることもある。そのため、集団合意形成のためのルールづくりと、それに基づいた十分な話し合いと理解が重要である。図表2-12に公共団体の財政状況による住民サービスの水準を4段階による考え方の例を示す。必ずしもこの図のような段階を踏むとは限らないが、住民負担の少ない取組から住民負担の増加を経て住民の理解が増し、官民協働体制の構築に至るケースを想定したものである。

図表2-12 公共団体の財政状況による住民サービスの水準

段階	公共団体の財政に おけるコスト削減策	住民サービスの水準	施設マネジメント
第1段階	行政の内部努力による公共施設に 係るコスト削減 ・維持管理業務のシステム化、取組 体制の確立 ・維持費の削減 ・民間委託、民設民営化等	住民サービスの現状の水準を維持 ・住民の痛みを求めない初動的取組	施設の現況把握し ・ 効率的な施設マネジメントの策定、確立 ・ 民間企業等のノウハウを生かした 運営改善の取組
第2段階	遊休・余剰・重複施設の整理・統廃 合によるコスト削減 ・用途変更、再編成 ・施設集約、複合化、施設廃止	サービスの質の維持を目指す ・一定の住民負担を前提	・施設評価の実行 ・施設の再編成
第3段階	公共施設の再編・再配置による健全 な行財政運営の実現・施設の統廃合 ・施設サービスの停止、廃止 ・住民、利用者負担額向上	財政収支見通しに基づいた取組 ・ 行政サービス、施設サービスの見直し ・ 住民サービスが低下することも想定 ・ 住民の痛みを伴う取組 ※ 住民の理解と合意形成が必要	・財務、品質、供給の最適解による保 有可能な公共施設量
第4段階	官民連携、協働等の視点に立った 公共施設の管理 ・官民の役割の点検 ・新規整備、更新の抑制 ・民間主体による公共施設管理	民間主体による公共施設管理 ・公共団体が果たすべき公共施設管理の役割を明確にする取組	維持管理コストが最小化できる管理運営 ・施設の維持管理における民間主体(住民・地元企業等)の役割の拡充

3. 実施方針

(1) 点検・調査の実施方針

1) 点検・保守・整備

建物の部材、設備の経年による劣化は、使い方や環境により差を生じ、老朽化の進行は同様ではない。そのため、定期的な現況調査と日常管理により、建物の劣化、事故を防止する。ここで得られた情報は施設マネジメントにおける基本的な情報であり、常に最新の情報によりデータベースを更新することが重要となる。建物を長期に渡り安全に使用するため、管理運営や点検・保守・整備等の業務を確立し実行する。点検には、日常点検の他に、定期点検や臨時点検などがあり、自ら実施する場合と、法令に基づく点検等、専門家に外部委託する場合がある。委託契約により実施している保守・点検・整備が委託契約どおりに実施されているかどうか、委託先から確実に報告を受け、実態を把握しデータベースを更新する。そのため担当部署、点検範囲、点検周期を明確にする。建築・設備の点検は目視、打診、異音異臭の確認による日常点検、定期点検を高い頻度で行うと共に担当部署で点検が出来ない項目については、有資格者等の専門家に外部委託する。

図表2-13 建築・設備の日常点検項目例

	建築		設備			
構造別	小項目	点検方法	設備別	小項目	点検方法	
歩 歩体の空令	各種荷重に対するチェッ		電気設備に	①電気主任技 術者の選任	①建物の電気設備の契約電力が50KW以上の 場合には電気主任技術者の選任が必要	
について	合性何里に対するアエッ ク		电気設備について	②電気設備の 法定	②非常照明設備・自動火災報知設備などは「建築基準法」「消防法」に基づく 有資格者による 定期点検・検査報告などが義務付けられている	
屋根・屋上に	①防水に対するチェック ②パラペット ③ルーフドレン・とい	①防水保護塗幕膜の点検 ②定期的清掃点検 ③定期的清掃点検	給排水衛生	①消火設備	①消火栓・スプリンクラー設備ついては「建築基準法」「消防法」に基づき有資格者による定期 的な点検、検査報告などが義務付けられている	
ついて	④屋上柵・タラップ ⑤丸環 ⑥金属板葺き屋根 ⑦石綿スレート葺き屋根	④定期的手入れと点検 ⑤定期的手入れと点検 ⑥早めの点検補修 ⑦暴風雨前後の点検手入れ	設備について	②給排水衛生	②運転維持管理について有資格者の選任や検査・ 点検事項・時期などについて法令で規制されるこ とがある	
	①吹付け塗装	①定期的な吹付けなおし			①ボイラー・冷凍機など法的運転資格者の選任、 法的定期検査を受ける	
外装仕上げに	②タイル張り ③石・擬石・テラゾ ④非鉄金属仕上げ ⑤鉄部の塗装 ⑥シーリング材	②定期的点検 ③定期的点検 ④定期的清掃と塗り替え ⑤定期的清掃と塗り替え ⑥定期的手入れ		冷暖房換気設 備の維持管理	②ビル管理法上の対象建物は法に定められた運 転資格者の選任	
ついて					③法に基づく換気設備・排煙設備は有資格者による定期点検検査・報告が義務付けられている	
	⑦ガラス	⑦破損点検			④冷暖房換気設備を構成する機器は回転振動などのよる摩耗、劣化などがおきるので定期点検整備が必要	
建具について	①アルミ製建具 ②鋼製建具	①定期的点検パッキン材取替③定期的な点検整備	昇降機設備	エレベーター・エスカレーター	①「建築基準法第12条」により定期検査報告が 義務付けられている	
	③シャッター・防火扉 ④建具金物	②定期的清掃点検 ④締めつけ調整	について	など	②昇降機設備の維持管理は専門技術者におこなわせる	
内部仕上げについて	①石・擬石・テラゾ ②陶磁器質タイル ③モルタル・コンクリート ④弾性床材 ⑤板張り・フローリング・ ブロック ⑥カーペット類 ⑦塗装 ⑧壁紙・布張り木材生地	①~⑧省略	ガス設備につ いて		ガス漏れ検知装置、その他安全装置については 定期的に専門業者の点検を受ける	
厨房・浴室 ・便所など水 を使用する場 所について	①厨房 ②浴室 ③便所	①定期的清掃、グリストラップの内部点検 ②使用後の清掃、換気 ③拭き取り清掃	汚水浄化槽設備について	日常点検・保守	①消毒液を常にタンクに確保しておく。 ②駆動装置およびポンプ設備は、常時作動させて おく	
外構・その他	①境界標石	①隣接地工事の際注意				
について	②排水溝	②点検清掃				

(出典:「建築・設備の日常点検項目」建築リニューアル支援協会(ARCA)より引用)

2) 施設の調査

・調査の実施方針

現況把握のための調査では、施設の安全性、耐久性、不具合性および適法性が最低限必要な調査項目となる。これらの項目について、簡易な診断を実施することが必要となる。耐震診断、その他法令に基づく調査等、既往の診断で現在も使用できるものはそのデータを利用する。

調査は、経年的な施設の状況を把握するため、定期的に高い頻度で行うことが望ましく、その記録はデータベースに保存され、総合的、計画的な管理を支援する情報として活用される。

・施設の長寿命化と施設診断

施設の長寿命化を検討するにあたり、上記の調査項目に加えて、施設の維持に要する経費(財務)、施設の使用頻度・規模等(供給)の評価が必要となる。

当初は最低限の項目から情報収集を行い、アクションプラン時において本町に必要な評価項目を策定し、追加して行くことにより、評価方式を構築する。主要な施設について、施設ごとに評価を行い施設の課題と優先度を判断する。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

1)維持管理・修繕の実施方針

施設を使用する際、設備機器の運転や清掃等が必要となる。必要な時に所定の性能を発揮させるためには、日常の点検が重要となるため、修繕や小規模改修に対しては、日常管理、定期管理において発生する不具合とし、迅速な対応が必要な場合と、不急の場合を判断し、適切な対応を行う。維持管理および修繕を自主的に管理し、計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕料を平準化し、施設の維持に要する経費を縮減する。

図表2-14 標準的な日常、定期管理業務

ſ		施設の日常巡視点検	建物の構造部、仕上げ部分、各設備などを主として点検をする
日常業務	計画修繕•計画改修	あらかじめ計画されていて実施中の修繕・改修の点検	
	24時間修繕受付	突発的な修繕およびヘルプデスク業務	
	業	日常の環境保全	日常の清掃、植栽、廃棄物の処理、飲料水の計測など
	份	警備保安	日常の警備、防犯、入退館管理
		事故や災害など緊急事態に対する業務	事故や災害など緊急事態に対する日常の備え
	定期業務	法定業務	法令にしたがって、日常および定期に保全し、機能・性能の劣化或いは環境衛生の問題について各種の検査・想定などを行い、必要な修繕・改修を早期に実施し適法な状態を保つと同時に行政庁へ報告する
		自主業務	施設の保全、省エネルギー管理、日常・定期・特別清掃などの環境衛生管理、施設の現況調査および修繕・改修、図書類の管理、各種の記録など

(出典:(社)建築・設備維持保全推進協会(BELCA)の「建築・設備点検基準表」および「ビル管理に関する法的届出および維持管理業務一覧表」、(社)東京ビルメンテナンス協会の「建築物清掃標準仕様・建築物品質評価表」、全国ビルメンテナンス協会の「清掃業務品質インスペクター制度」、㈱日本ビル新聞社の「ビルメンテナンスの積算と見積」を参考に構成)

2) 更新・改修の実施方針

計画的な保全では、不具合が発生したそのつど対応する事後保全ではなく、実行計画を策定 し実施する。施設の経年変化には、法規の改正による既存不適格の発生も含まれ、適法性の 管理を行う。図表2-15に適法性の管理に関する主な管理項目を示す。

図表2-15 適法性の主な管理項目

関連法規適法性	関	建物に関する法令	建築基準法、耐震改修促進法、品確法、学校保健法、医療法、児童福祉法、駐車場法、文化財保護法、建築物管理法、労働安全衛生法		
	法	消防に関する法令	消防法		
	規 適	条例に関する法令	条例		
法	法	環境に関する法令	廃棄物処理法、グリーン購入法、省エネルギー法、公害防止法		
適法性管理	性	不動産に関する法令	不動産登記法、宅地建物取引業法、借地借家法		
理	定期検査の	建物定期検査	消防用設備等点検、昇降機定期検査、水質・水道施設の検査、空気質検査、 特殊建築物の定期検査		
	履行の	建築設備定期検査	建築設備の定期検査、ガス消費機器の調査、電気工作物の調査、 自家用電気工作物の点検		

施設の更新時期を延長し、長期にわたって有効に使用するため、施設の性能を利用目的に合わせ最適な状態に維持、または社会状況等に合わせ向上することに留意する。そのため、内装、設備等を適切な頻度で評価を行い、計画的に保全する。アクションプラン時の具体的な計画となる長期修繕計画の策定、それまでの間に定期的な見直しを行う修繕・大規模改修計画の策定を行う。修繕計画では、診断による経年劣化対策のほかに利用者の要求水準があり、目標耐用年数に対応する大規模改修計画、さらに建物を長期間使用するための長寿命化改修計画を組み込み、更新の選択の前に長期使用の可能性を検討する。更新する場合は、まちづくりとの整合性を保ち、公共施設のコンパクト化や効率化の観点から土地や建物について、単独更新以外の統合や複合化について検討を行う。また、更新・改修の方針については、統合や廃止の推進方針と整合性を図る。

今後の公共施設の更新・改修には、ユニバーサルデザイン化についても検討し、利用者の快適性や利便性の更なる向上を目指す。

(3) 安全確保の実施方針

施設における安全確保は、利用者の安全を確保し、資産の保全を目的とした重要な要件である。万一の事故・事件・災害に遭遇したときに損害を最小限にとどめ、速やかに復旧する体制を、整える。図表2-16は、施設の安全性について、高い危険性が認められた公共施設の供用廃止という視点から安全性を評価するために、施設の安全確保に係る評価の項目である。

高い危険性が認められる項目としては、敷地安全性、建物安全性、火災安全性、生活環境安全性が重要であり、構造および外部仕上が重要となる。本町では、この中から高い危険性が認められる項目を設定し、評価を行い危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施、又は総合的に判断し、改修せずに供用廃止を検討する。

図表2-16 施設の安全確保に係る項目

	評価項目			
大項目 中項目 小項目				
			地震災害	・液状化・活断層・有・無
		自然災害回避性	土砂災害	・警戒区域・特別警戒区域・有・無
			浸水災害	·水害危険区域·津波高潮浸水区域·有·無
	また 116		地盤安定性	・地盤沈下・地盤崩壊・湿潤地域の有・無
	敷地		緊急自動車接近	•道路幅
		敷地安全対応策	地盤調査結果	•軟弱地盤•盛土•埋立地•有•無
			危険物の種類	・消防法危険物(1類・2類・3類)・有・無
			保安距離	・危険物から50m以内、200m以内
		構造安全性	基礎の安全性	・基礎の安全要件の満足度
			常時床荷重	•許容積載荷重•超過
			建設年	・1981年6月以前
			耐震診断	・Is値>0.6/0.6>Is値>0.3/0.3>Is値
	 建物安全性	耐震安全性	耐震補強	•要•不要
	是		耐震等級	• 等級
			免震、制震	・有・無
		耐風安全性	耐風等級	· 等級
		対水安全性	浸水対策	・浸水に対する安全要件の満足度
		対落雷安全性	避雷針	・落雷に対する安全要件の満足度
安全性	火災安全性	耐火安全性	延焼防止	・外壁・屋根の防火性能
- 1 - 1 -		避難安全性	避難路確保	・避難路確保
		消火安全性	消火活動・経路確保	・非常用侵入口・窓先空地・防火設備・防火用水確保
		空気質安全性	空気質測定	・有・無・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況
			空気質安全性の確保	・ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン放散速度
		水質安全性	水質検査	·有·無 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		傷害•損傷防止性	水質安全性の確保	・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度
			転倒・転落防止性	・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度 ・落下物防止に対する安全要件の満足度
			格下物的正性	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
			アスベスト排除	・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況(年代・部位)
	 生活環境安全性		PCB排除	・トラス・蛍光灯・シーリングからPCB排除状況(年代・部位)
	工冶垛况女主任	有害物質排除性	フロン・ハロン対策	・冷媒・断熱材からフロン、消火剤からハロン排除状況
			CCA対策	・木造土台のCCA・有無
			日照・通風障害防止性	・・日照・通風障害防止要件の満足度
			国害防止性 風害防止性	・風害防止要件の満足度
		0 1 1 1 1	電波障害性防止性	・電波障害性防止要件の満足度
		公害防止性	騒音・振動・悪臭防止性	・音・振動・悪臭防止要件の満足度
				・排気・排熱・排水障害防止要件の満足度
			外構の維持保全	・外構の維持保全要件の満足度
		H	経過年数	・経過年数の%
		耐用年数	耐用年数(償却)	•法的耐用年数
	耐久性		構造材耐久性	・構造耐用年数(60年)と築年の差
		耐久性	外壁•屋根耐久性	・外壁・屋根耐用年数 (40年) と改修年の差
			付属設備耐久性	・設備耐用年数(20年)と改修年の差
			基礎・躯体	・沈下、亀裂、欠損の状況
		構造不具合	土台	・腐れ、欠損の状況
			柱、梁、壁、床など	・亀裂、脱落、腐食、欠損、肌別れ、ゆるみの状況
			屋根	・排水良否、雑草有無、屋上防水層ふくれの状況
		外部仕上不具合	外壁	・剥落、落下、ひび割れの状況
耐用性			窓枠、サッシ、ガラス	・腐朽、ゆるみ、落下、パテ・シーリングの状況
		中が仕して日へ	天井 中時	・たるみ、はずれ、亀裂、肌別れ、剥落、落下・有・無
	不具合現況	内部仕上不具合	内壁	・割れ、剥がれ、変色・有・無
			床 煙丸 長外除む	・割れ、剥がれ、変色・有・無
		付帯設備不具合	煙突、屋外階段	・傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金物の緊結状況
			広告塔、吊り看板、他 電気設備機器本体	・・浮き上がり、腐食、ゆるみの状況・・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			電	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		 建築設備不具合	空調換気設備機器本体	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		本本以州(1)六日	搬送設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			その他設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
	<u> </u>		こ・ノ10以間外性	こないは内側にこうに図していたいはでいずのででは八川

(4) 耐震化の実施方針

1) 多数利用建築物

本町が所有する、多数の者が利用する建築物*(以下「多数利用建築物」という。)は、公共施設に6棟あり、昭和56(1981)年以降の建物(新耐震基準)の建物である。

図表2-17 本町における多数利用建築物の現況

区分	名称	用途	階数	構造	建設年	延べ床面積	所在地
	喜茂別小学校	校舎	2階	鉄筋コンクリート	1992	2,655.29	喜茂別
 学校教育系施設	喜茂別小学校	体育館	1階	鉄骨造	1984	1,188.83	喜茂別
子仪教育杀虺故	喜茂別中学校	校舎	2階	鉄筋コンクリート	1998	2796.37	喜茂別
	喜茂別中学校	体育館	2階	鉄筋コンクリート	1999	966.73	喜茂別
スポーツ・レクリエーション系施設	中山峠 ホテル	観光施設	4階	鉄筋コンクリート	1984	2,400.25	川上
公営住宅	緑町第2団地	公営住宅	3階	鉄筋コンクリート	2001	1,020.02	喜茂別

(5) 長寿命化の実施方針

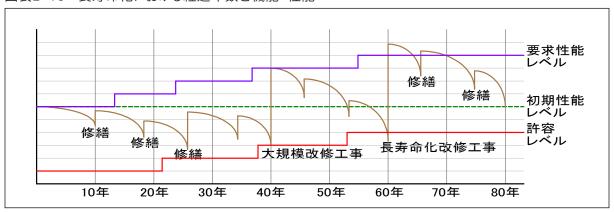
1)総合的かつ計画的な管理

調査と改善に重点を置いた計画的な管理に基づいた予防保全により、長期使用を図る。計画的な管理とは、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理を計画的に行い、施設を良好な状況に維持する。更に定期的に調査を行い、必要な場合は小規模改修工事により、不具合箇所を是正し、所定の機能・性能を確保できるところまで改修工事を行う。

2) 計画的な保全、長寿命化計画

図表2-18は、施設のライフサイクルにおける経過年数と機能・性能の関係を示したものである。建設から40年くらいまでは、小規模改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができる。しかし、建設後40年程度経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となる。要求性能レベルは通常時間が経つにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれる。さらに施設の寿命を、80年まで延ばすには長寿命改修工事が必要となる。本町の施設は、建替周期は大規模改修工事を経て60年とし、その時点で診断を行い、更に使用が可能であれば長寿命化改修工事を行って80年まで長期使用しコストを削減することも検討する。

図表2-18 長寿命化における経過年数と機能・性能



上記の方針に基づき、施策を行った場合、(築50年で長寿命化改修工事を行った施設は築25・65年で大規模改修工事、築80年で更新、長寿命化改修工事を行わない施設は築25年で大規模改修工事、築60年で更新等)と従来の方針(築17・34年で大規模改修工事、築50年で更新)で行う場合の40年間の改修工事等の費用総額は以下のようになる。

・施策を行った場合: 78.3億円

・従来の方針 : 115.7億円 ※「喜茂別町個別施設計画」(令和6年3月)による。

(6) 脱炭素化の推進方針

本町では平成14(2002)年3月に地球温暖化対策実行計画を策定し、脱炭素化に向けた以下の取組を行ってきた。また、令和3(2021)年3月にゼロカーボンシティ宣言を行い、令和4(2022)年1月に喜茂別町再生可能エネルギー導入計画を策定している。

1) 再生可能エネルギーの導入

■ 地中・空気熱ヒートポンプの推進

・若者世帯住宅(鈴川地区)平成23(2011)年度 : 地中熱・太陽光

・地域振興センターみらい平成24(2012)年度 : 地中熱

・羊蹄山ろく消防組合消防署 喜茂別支署 平成27(2015)年度 : 地中熱・農村環境改善センター 令和元(2019)年度 : 地中熱

■ CO2 排出抑制

・建物内照明、街路灯の LED 化

(7) 統合や廃止の推進方針

1) 施設の縮減に向けた基礎資料の構築

危険性の高い施設や老朽化等による供用廃止(用途廃止、施設廃止)は、施設の安全性、機能性、耐久性、施設効率性、地域における施設の充足率、施設利用率、費用対効果の評価項目を目処に診断を行い、継続使用、改善使用、用途廃止、施設廃止の4つの段階で評価し、統廃合及び供用廃止の判断材料とする。図表2-19に診断結果による取組の方向性の例を示す。

図表2-19 診断結果と取組の方向性

診断結果	取組の方向性		
	施設面	ソフト面(検討項目)	
継続使用	・長期修繕計画の策定 ・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施	・効果的かつ効率的な運用を検討 ・それに伴う改善策を検討	
改善使用	・長期修繕計画の策定・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施・建替更新時の規模縮小の検討・多用途との複合化など、施設の有効活用の検討・PPP/PFIの活用等による用途変更	・利用者増加など、利用状況改善に向けた改革等を検討 ・利用者ニーズを踏まえ、提供するサービスの充実や取捨選択を検討 ・運用の合理化を検討	
用途廃止	・空いた施設の利活用(多用途への変更、民間への 貸与等)の検討	・用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転(サービス転化)等を検討	
施設廃止	・施設廃止後は、建物解体 ・施設廃止に伴う跡地は原則売却	・類似施設への統合を検討・他施設との複合化を検討・用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転(サービス転化)等を検討	

2) 住民サービスの水準を確保しつつ、公共施設等統合や廃止の推進に向けた施策

公共施設等統合や廃止により町民サービスの水準低下が伴う。それを最小限にするために、 図表2-20のような種々の公共施設の縮減に向けた施策について住民合意の可能性を検討する。

図表2-20 公共施設の縮減に向けた施策

段階	市民サービス水準の変化	行政サービス・ 施設サービスの考え方	公共施設コンパクト化の施策
第1段階	・住民の痛みを求めない初動的 取組	・住民サービスの現状の水準を 維持	・公共施設等の運営の効率化 ・公共施設等の賃貸
第2段階	・一定の住民負担が前提 ・住民サービスの質の低下を招 かない取組	・行政サービス、施設サービスの 質の改善を目指した取組 ・第1段階のコンパクト化	・公共施設等の合築 ・公共施設等の統合
第3段階	・財政収支見通しに基いた住民の痛みを伴う取組	・行政、施設サービスの見直しに より町民サービスが低下する ことも想定 ・第2段階のコンパクト化 ※ 住民の理解と合意形成が必要	・公共施設等の使用制限 ・使用料金徴収(受益者負担) ・公共施設等の減築 ・公共施設等の廃止
第4段階	・公共団体が果たすべき公共施設 管理の役割を明確化にする取組		・公共施設等維持管理の民営化

(8) 計画的な管理を実現するための体制の構築方針

1) 公共施設等マネジメント組織体制の構築

厳しい財政状況下で、人口減少・少子高齢化が進展する将来を見据えると今後、維持管理・更新等を的確に進めていくことは、困難な状況が訪れる事が予想される。本町としては、施設の担当所管を横断的・一元的に管理を行い、施設を効率的に維持管理する総合管理部門を設置する。総合管理部門は、首長を支援できる組織の位置づけであり、公共施設等に対して一元管理を行い、各課の調整機能を有するものであり、進行管理を行うとともに方針の改訂や目標の見直し、各施設の情報管理を行う機能を持つ。この総合管理部門は以下の様な条件が要求される。

- ・全ての施設等の情報を統括する一元的な組織体制である
- ・主要業務を一元的に遂行できる組織機能である
- ・首長を密接に支援できる組織の位置づけである
- ・体制・人材に関して、権限・責任が明確になっている
- ・総合管理の業務の実施において、PDCAのシステムが確立している

しかし、総合管理の実施業務では、技術的、高い頻度で定期的な検証、調査を必要とされる 業務もあり、それらを全面的に外部委託をする訳ではなく、専門的技術力を有しない職員でも 一定の業務を遂行できる手法の確立が維持管理費の縮減において必須である。今後、将来に わたり、インフラの維持管理・更新等を持続的に実施可能な体制を構築するためには、この課題 を解決することが必要となる。

2) 町民の理解と協働による推進体制の構築

公共施設を用いたサービス提供に至るまでの過程において、町民と行政の相互理解や共通 認識の形成など、協働を促進する環境整備が不可欠である。公共施設における行政サービス の有効性をはじめ、維持管理の成果や利活用状況など様々な情報を、町民と共有し維持管理 の問題を共有する。

3) 担い手確保に向けたアウトソーシング体制の構築

施設の安全性、機能性を維持するため、専門的な資格、技術力を持つ者に委託することが必要な部分もあり、図表2-21のような分野において、外部委託の活用を検討する。

図表2-21 想定される外部委託の対象業務

1.設備の運転監視、点検、保守、整備、建物診断の義務				
① 電気設備	電源(受変電、非常用および予備電源等)、負荷、情報、通信、監視、制御等の各設備			
② 空調設備	ボイラー、ポンプ、冷凍機、空調機、換気、自動制御等の各設備			
③ 給排水衛生設備	給水、排水、給湯の各設備、衛生器具など			
④ セキュリティ設備	自動火災報知、非常放送、屋内消火、スプリンクラー、漏電火災報知器、防火ドア、 防水シャッター、非常用照明設備、入退室管理システム等			
⑤ 昇降機設備				
⑥ 搬送設備				
⑦ 通信インフラ設備				
⑧ パーキング設備				
⑨ ガス、油設備				
⑩ 厨房設備				
① オートドア、回転ドア				
② 廃棄物処理設備 (焼却炉、ごみ処理機等)				

2.運用管理業務

エネルギー管理、セキュリティ管理、環境保全管理、賃貸借管理、パーキング場管理、物品管理、ワークプレイス運用管理、生活支援等

3.清掃管理業務

①日常清掃	専用部分、共用部分:玄関ホール、エレベーターホール、エレベーター、廊下、トイレー 湯沸室、外構
②定期清掃	専用部分、共用部分:玄関ホール、エレベーターホール、エレベーター、廊下、トイレー 湯沸室、外構、ガラス内面
③特別清掃	専用部分、共用部分:玄関ホール、エレベーターホール、その他全体、外構
④その他都度依頼清掃業務	除雪、落ち葉処理等

4.廃棄物処理・リサイクル業務

5.病害虫防除業務

6.水質検査業務

7. その他営繕業務

管球類・安定器の交換等、照明器具・コンセントの修理・交換、配水管の詰まり修繕、水栓金具の修繕、ドアチェック・フロアヒンジの交換、備品・什器等の軽微な修繕、天井・床・壁等の軽微な修繕、鍵の修繕、空調機等のエアフィルターの清掃・交換、給排水設備のパッキン交換等

4) 指定管理者制度、PPP および PFI の活用体制の構築

アウトソーシング体制の一環ともいえる指定管理者制度、PPP および PFI (図表2-22)の活用については可能な場合、検討する。町と民間のパートナーシップにより、効率的かつ、質の高い公共サービスの提供が期待される。また、新たな公共施設等の建設だけでなく、縮減対象の公共施設等の用途変更に採用することも検討する。

図表2-22 行政と民間とのパートナーシップ

指定管理者制度	地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる(行政処分であり委託ではない)制度である
PPP	Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、 民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
PFI	Public Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

5) 財政担当部署との連携体制の構築

長期的な視点から策定した施設整備・管理運営の計画も、財政措置があってはじめて実行に移すことが可能となる。適切な維持管理を実施するため、予算編成部署との連携を行う。必要となる経費については、全体の予算編成を踏まえながら確保する。また、事業執行優先度判断に応じた予算配分の仕組みは、アクションプランで検討を行う。

6) 職員研修の実施

全庁的な公共施設の総合管理を推進していくには、職員一人一人が総合管理導入の意義を理解し、意識を持って取り組み、町民サービスの向上を目標とし、実行していくことが重要である。そのためには、担当職員を対象とした説明会等を開催し、策定した計画、管理手法を実践する方法の理解や公共施設の管理に対する意識の向上に努める。

第5節 フォローアップの実施方針

1. 業務サイクルによるフォローアップ

図表2-23に総合管理部門で行う業務サイクルを示す。この業務サイクルは、まちづくりのビジョンである喜茂別町第6次喜茂別町総合計画に掲げるまちの将来像に基づき、その実現を目標として実行するものである。公共施設等総合管理計画の策定後、以下の順で業務サイクルを実行する。

・現況の把握 : 管理対象である公共施設の現況調査を定期的に行い、総合的な状

況の評価を行いデータベースの更新行う。

・アクションプランの策定:情報、評価を基に個別計画を策定する。

・計画の実行 : アクションプランに基づき整備、更新、大規模改修、長寿命化改修、

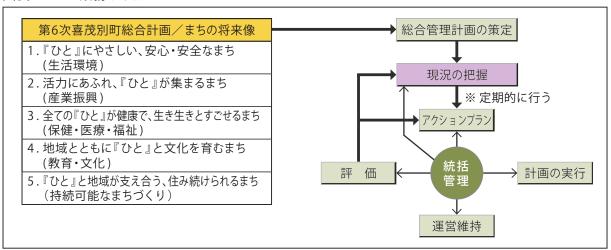
統廃合を実施する。

・運営維持 : アクションプランに基づき、日常の運営や維持業務を行う。

・評価 : 運営維持の実行から供給、品質、財務の面から評価を行う。

これらの業務を遂行する核として総合管理部門にて統括管理を実施する。評価を実施して アクションプランとの差異が認められた場合、評価内容に従い総合管理計画、またはアクション プランの改訂を行う。その上で改訂されたアクションプランに従い、計画の実行または新たな運 営維持を行う。

図表2-23 業務サイクル



2. 議会や住民との情報共有

業務サイクルの進捗状況、評価結果ならびに評価に基づくアクションプランの変更や対策活動は、議会に報告し、またホームページ等で町民に報告することが必要である。必要に応じて、町民への説明会も検討する。

持続可能な施設の維持管理の検討を行うにあたり、町民と行政が町の施設に関する情報と問題意識を共有する。

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

第1節 建物系公共施設の管理に関する基本的な方針

1. 学校教育系施設

(1) 施設概要

本町の学校教育系施設には、小学校2校、中学校1校がある。図表3-1は、本町が保有する学校教育系施設の施設名称、延床面積および建築年の概要をまとめたものである。これらの施設は、昭和49(1974)年度から平成10(1998)年度の間に建設されている。

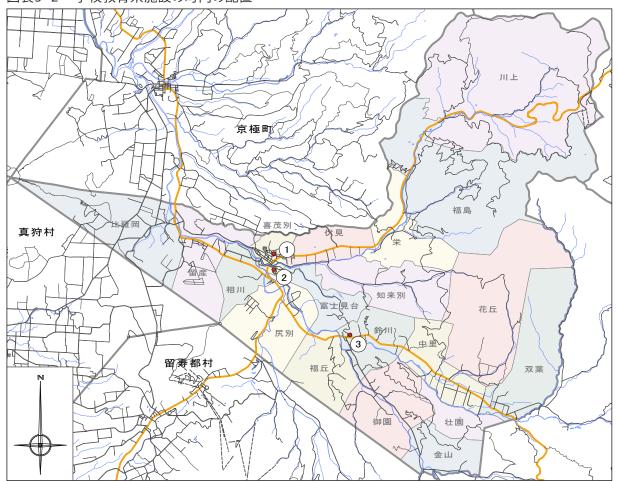
図表3-1 学校教育系施設の施設概要 (令和5(2023)年4月1日現在)

種 別	施設名称	延床面積(㎡)	建築年度
中学校	① 喜茂別中学校	4,397.67	1998
小学校	②喜茂別小学校	3,844.12	1992
小子似	③ 鈴川小学校	1,113.25	1974

(2) 施設の配置

図表3-2は、学校教育系施設の町内における位置を示す。

図表3-2 学校教育系施設の町内の配置



(3) 施設の主な機能

図表3-3に学校教育系施設がもつ主な機能を示す。

図表3-3 学校教育系施設の主な機能

種別	施設名称	棟別主要機能					備考	
中学校	① 喜茂別中学校	校舎	体育館	剣道場	渡り廊下	物置	トイレ・シャワー棟	体育館は住民開放
小学坛	② 喜茂別小学校	校舎	体育館					体育館は住民開放
小学校	③ 鈴川小学校	校舎	体育館					令和6(2024)年度閉校予定

(4) 施設状況

図表3-4に施設の状況を示す。

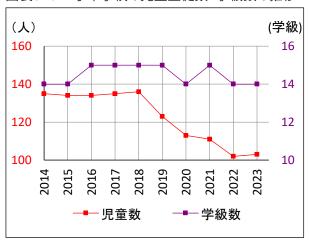
図表3-4 小中学校の状況 (令和5(2023)年度学校基本調査)

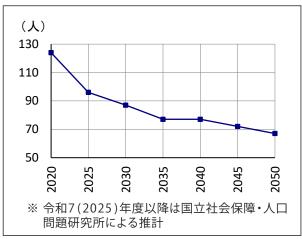
種別	施設名称	児童・ 生徒数	学級数	備考
中学校 ① 喜茂別中学校		40	4	
小学坛	② 喜茂別小学校	54	7	
小学校	③ 鈴川小学校	9	3	令和6(2024)年度閉校予定

(5) 児童生徒数に係る人口の推移

図表3-5は、近年の小中学校児童生徒数の推移と学級数の推移を示すものである。児童生徒数は平成30(2018)年度から減少の傾向にある。また今後、5歳~14歳の人口推移は図表3-6に示す通り、さらに減少する。

図表3-5 小中学校の児童生徒数・学級数の推移 図表3-6 5~14歳人口の推移





(6) 施設の数量・品質・コストに関する基本的な考え方

施設の数量・品質・コストの適正性に対しては、以下のような考えのもとに、施設の管理・運用費の削減に取り組む。

図表3-7 数量・品質・コストに関する基本的な考え方

基本的な考え方	内容
1.数量に関する基本的な考え方	・本町では、小学校は2校あり、今後も児童数は減少する見込 ・各校とも運動施設である体育館を有しており、①喜茂別中学 校と②喜茂別小学校は住民開放を行っている ・鈴川小学校は閉校を予定しており、今後用途変更を検討する ・その他の学校については、クラスの減少に応じて、今後検討する
2. 品質に関する基本的な考え方	・現況調査を定期的に実施し、不具合箇所の把握をする ・施設内の事故防止対する安全管理体制を構築する
3. コストに関する基本的な考え方	・老朽化が進んでおり、施設の改修費が大きくなる可能性がある ・光熱水費の調査、ベンチマーキングを行い、運用や設備におけ る省エネ策を検討する ・外部委託費に関してはコストダウンの方法を検討する

1) 数量の適正性に関する基本的な考え方

図表3-8に小中学校の床面積と人員数を示す。比較する校舎面積は参考として小・中学校設置基準を記載した。延床面積に対する児童・生徒1人当りの面積は、喜茂別中学校は69.91㎡/人、喜茂別小学校は49.17㎡/人、鈴川小学校は81.81㎡/人となっている。

図表3-8 学校教育系施設の数量一覧 (令和5(2023)年度学校基本調査)

	数量評価項目	①喜茂別中学校	②喜茂別小学校	③鈴川小学校
	施設延床面積	4,397.67 m ²	3,844.12 m ²	1,113.25 m ²
建物	施設延床面積に対する1人当りの面積	69.91㎡/人	49.17㎡/人	81.81㎡/人
建物	校舎延床面積	2,796.37 m ²	2,655.29 m ²	736.25 m ²
	設置基準による校舎面積	500 m ²	570 m ²	500 m ²
	児童・生徒数	40人	54人	9人
人員	教員・職員数	11人	11人	4人

[※] 令和5(2023)年4月1日現在

2) 品質の適正性に関する基本的な考え方

図表3-9は、中学校の品質に対して簡易診断を行う項目の参考例を示したものである。 今後アクションプランにおいて項目を検討する。

- ・経過年数は、20年未満、20年以上40年未満、40年以上について評価する。
- ・事故防止および防犯は、管理する体制の有無を評価する。

図表3-9 品質評価項目一覧表 ※参考

品質評価項目		①喜茂別中学校		②喜茂別小学校		③鈴川小学校		証圧力穴
大項目	評価項目	品質	評価	品質	評価	品質	評価	評価内容
1++>4-	構造	RC造		RC造		RC造		
構造· 経過年数	建築年	1998		1992		1974		
性過十数	経過年数	25		32		49		
	自然災害回避性							区域有/無
	耐震補強							不要/未/済
安全性	防火							耐火/準耐等
女主任	事故防止(体制)							体制有/無
	防犯(体制)							体制有/無
	有害物質(調査)							調査有/無
	構造不具合箇所							ひび割れ
不具合性	仕上不具合箇所							屋根•外壁
	設備不具合箇所							機器
	車いす対応							・段差・EV仕様・便所・廊下仕様
福祉対応	身体障害対応							•手摺•標識•便所仕様
	視覚障害対応							・点字ブロック・音声誘導
	負荷低減							負荷低減策
省エネ	省エネ機器							LED等
	自然エネ							太陽光等
情報管理	設計図書							履歴図書含む
旧和日生	申請図書							検査済含む

3) コストの適正性に関する基本的な考え方

図表3-10は、小中学校にかかるコスト項目の参考例を示したものである。今後アクションプランにおいて基準を定め、評価を行い施策に反映する。

図表3-10 コスト概要一覧表 (千円) ※参考

	- フレ証/本語ロ	①喜茂別		②喜茂別小学校		③鈴川小学校	
コスト評価項目		コスト	評価	コスト	評価	コスト	評価
	光熱水費	6,116		8,116		1,169	
	修繕費	2,531		4,746		1,122	
	外部委託料	9,544		11,328		3,185	
	使用料及び借用料	759		817		163	
	備品購入費	1,853		1,051		267	
斿	を設コスト	20,803		26,058		5,906	
	消耗品費等	2,944		1,712		1,792	
	通信運搬費等	2,921		335		166	
	人件費	803		1,869		143	
Inli	事業コスト	6,668		3,916		2,101	
₹	5出合計	27,471		29,974		8,007	
	補助金等			300			
	使用料等						
	その他収入		·		·		
4]	又入合計	0	·	300	·	0	
4]	又支差額 又支差額	27,471		29,674	·	8,007	
J	見童1人当たりのコスト	704.4		520.6		1,334.5	

(7) 施設管理の実施方針

施設の数量・品質・コストの適正性に対しては、以下のような考えのもとに、施設の管理・運用費の削減に取り組む。

図表3-11 施設管理の実施方針

実施方針	内容
1. 点検・診断等の実施方針	・点検、保守、修繕について計画的な方法を検討する ・主要な施設について、簡易劣化診断を実施する
2.維持管理・修繕・更新等の実施方針	・維持管理費については、外部委託の発注を工夫し、節減を行う ・改修工事については将来の利用状況等を考慮し、保全計画を 立て計画的に実施することにより、コストの削減を行う
3.安全確保の実施方針	・施設内における危険部位の発見と安全確保の体制を見直し、構築する ・設備等の点検・保守においても再確認を行う
4. 耐震化の実施方針	・現状の「多数利用建築物」は耐震性が確認されている
5.長寿命化の実施方針	・数量・品質・コストの評価の良い施設については、長寿命化を図る ・長寿命化の対象となる施設については、築50年を目途に長寿命化改修を行うことによって、更に施設を長期使用するための検討を行う
6. 統合や廃止の推進方針	・統合や廃止の判断の基準づくりを行い、統廃合の検討を行う ・閉校予定の③鈴川小学校は今後用途変更を検討する
7.総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	・総合管理部門は関係所管との情報交換を密にし、総合的かつ計画的な管理を行う

2. 公営住宅

公営住宅の維持管理等に関する基本的な方針等は別途「喜茂別町 住生活基本計画及び公 営住宅等町寿命化計画」による。

(1) 施設概要

本町の公営住宅は、14団地41棟ある。(団地数・棟数は令和5(2023)年度解体予定の団地を除き、緑町団地、鈴川第2団地、緑町第2団地の特定公共賃貸住宅を含む数とする)

図表3-12は、施設名称、延床面積および建築年の概要をまとめたものである。これらの施設は、昭和53(1978)年度から平成24(2012)年度の間に建設されている。

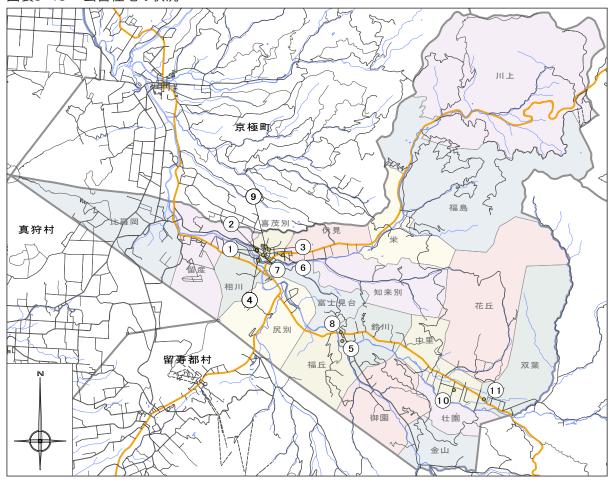
図表3-12 公営住宅の施設概要 (令和5(2023)年4月1日現在)

種別	施設名称	棟数	戸数	延床面積 (㎡)	建築年度	備考
	① 大町団地	4	16	1,444.00	1982~1983	RC造
	② 喜茂別団地	5	18	1,131.76	1989~ 2008	RC造
	③ 緑町団地	13	70	5,820.10	1984~1998	RC造 特公賃6戸を含む
	④ 幸町団地	2	24	1,651.52	1999~ 2000	RC造
	⑤ 鈴川第2団地	4	8	768.69	1992~1997	木造 特公賃2戸を含む
公営住宅	⑥すずかけ団地	5	30	2,748.42	2002~2012	RC造
	⑦ 大町第2団地	1	18	991.83	1995	R C 造 特公賃
	⑧ 鈴川団地	1	3	170.40	1978	CB造
	⑨緑町第2団地	2	12	1,020.02	2001	RC造 特公賃6戸を含む
	⑩ 中里団地	2	8	536.00	1980	RC造
	⑪ 双葉団地	2	4	368.82	1993	木造
	計	41	211	16,651.56		

(2) 施設の配置

図表3-13は、公営住宅の町内における位置を示す。

図表3-13 公営住宅の状況



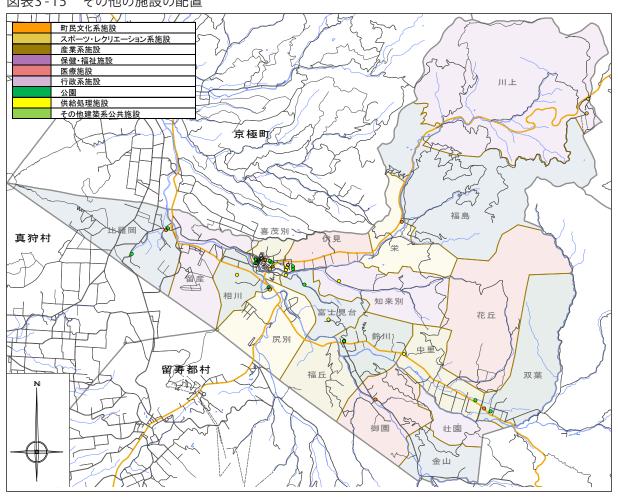
3. その他の施設

上述以外の建物系公共施設として町民文科系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、産 業系施設、保健・福祉施設、医療施設、行政系施設、公園、供給処理施設、その他の建物系公 共施設がある。図表3-14は、本町が保有するこれらの施設棟数、延床面積および建築年の概 要をまとめたものである。これらの施設は延床面積26,084.52㎡、77棟あり、昭和36(1961) 年度から平成28(2016)年度に建設されている。

図表3-14 その他の施設概要

大分類	中分類	棟数	延床面積 (m²)	建築年度
町民文科系施設	集会施設	7	3,857.83	1976~ 2009
スポーツ・レクリエーショ	スポーツ施設	3	1,541.53	1968~ 1986
ン系施設	レクリエーション施設	6	4,901.93	1978~ 2010
産業系施設		1	340.20	2012
保健•福祉施設	高齢福祉施設	1	1,420.00	1996
医療施設		3	1,892.99	1983~1993
	庁舎等	4	1,438.63	1961~1989
行政系施設	消防施設	1	803.70	2015
	その他行政施設	4	1,411.53	1972~1998
公園	公園施設	4	119.39	1984~ 1996
供給処理施設		12	1,559.03	1984~ 2015
その他建築系公共施設		31	6,797.76	1965~ 2016
計		77	26,084.52	

図表3-15 その他の施設の配置



これらの施設類型の中から町民文化系施設を例に管理に関する基本的な方針について記載する。

(1) 施設概要

本町の町民文化系施設には、集会施設が7施設ある。図表3-16は、本町が保有する施 設の施設名称、延床面積および建築年の概要をまとめたものである。これらの施設は昭和 51(1976)年度から平成21(2009)年度に建設されている。

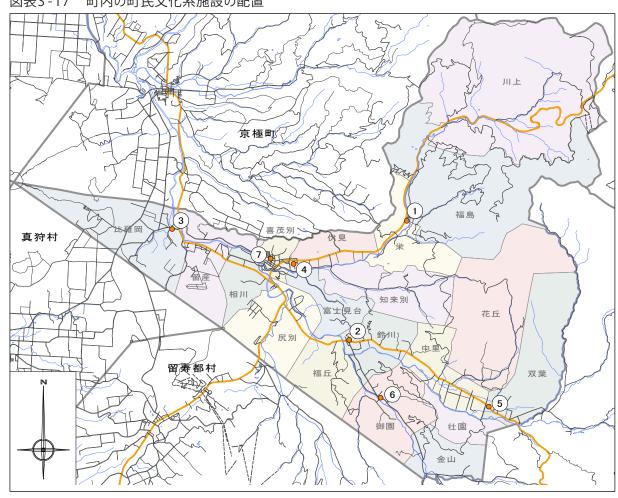
図表3-16 町民文化系施設の施設概要 (令和5(2023)年4月1日現在)

種別	施設名称	延床面積 (㎡)	建築年度
	① 栄地区管理棟	156.51	1979
	② 鈴川基幹集落センター	503.45	1976
# ^	③ 留産地区管理棟	110.81	1979
集会施設	④ 農村環境改善センター	1,529.98	1986
neux (⑤ 克雪管理センター	404.78	1977
	⑥ 御園集落センター	154.44	1977
	⑦ きもべつ笑み~な	997.86	2009

(2) 施設の配置

図表3-17は、町民文化系施設の町内における位置を示す。

図表3-17 町内の町民文化系施設の配置



(3) 施設の主な機能

図表3-18に町民文化系施設がもつ主な機能を示す。

図表3-18 町民文化系施設の主な機能

種別	施設名称	棟別主要機能	備考
	①栄地区管理棟	集会室	避難場所
	②鈴川基幹集落センター	研修室、調理実習室、集会室	避難場所
	③留産地区管理棟	集会室	避難場所
集会施設	④農村環境改善センター	研修室、調理実習室、和室、工芸実習室、多目的ホール	避難場所
	⑤克雪管理センター	集会室、作業室、調理室	避難場所
	⑥御園集落センター	集会室、調理室	避難場所
	⑦きもべつ笑み~な	研修室、調理実習室、集会室、会議室、保育所、コミュニティセンター	避難場所

(4) 人口減少による利用者数の推移

町民文化系施設の利用者について年齢等を不特定と仮定すると、第1章で述べた通り、今後も人口は減少し、それにともない利用者数も減少すると予想される。

(5) 施設の数量・品質・コストに関する基本的な考え方

施設の数量・品質・コストの適正性に対しては、以下のような考えのもとに、施設の管理・運用費の削減に取り組む。

図表3-19 数量・品質・コストに関する基本的な考え方

基本的な考え方	内容
1.数量に関する基本的な考え方	・集会所は7施設あり、今後、人口の減少により利用者の絶対数は減少する ・各施設共、集会室、又は研修室を有しており、施設の殆どが災害時の避難場所として指定されている ・施設の利用状況等により用途変更、廃止を検討する
2.品質に関する基本的な考え方	・簡易劣化診断を定期的に実施し、不具合箇所の把握をする ・災害時の避安難場所として指定されている施設は非常時に使 用出来る様、管理体制を構築する
3.コストに関する基本的な考え方	・老朽化が進んでおり、施設の改修費が大きくなる可能性がある ・利用者の多い施設は光熱水の調査、ベンチマーキングを行い、 運用や設備における省エネ策を検討する ・外部委託費に関してはコストダウンの方法を検討する

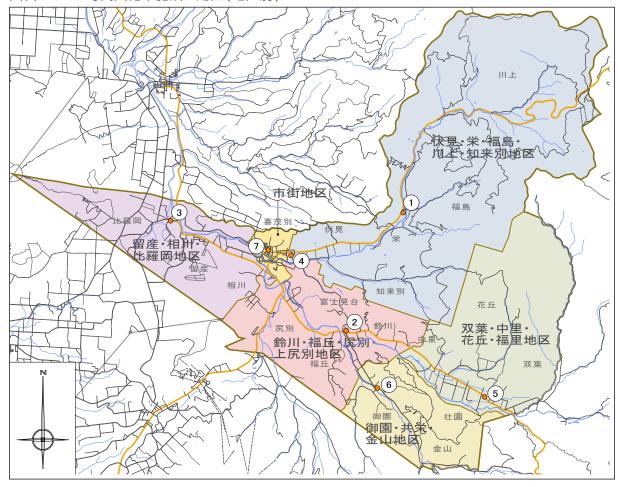
1) 数量の適正性に関する基本的な考え方

図表3-20に各地区に配置されている町民文科系施設の床面積と地区の人口を示す。施設延床面積に対する各地区の居住者1人当りの面積は、0.69㎡/人~5.13㎡/人となっている。

図表3-20 町民文化系施設の数量一覧 (地区別人口は令和2(2020)年度国勢調査人口による)

地区名	施設名	延床面積	地区別人口	1人当りの面積	
伏見・栄・福島・川上・知来別地区	短息 III		329人	5.13㎡/人	
	④農村環境改善センター	1529.98 m	329八	5.15111/人	
鈴川•福丘•尻別•上尻別地区	②鈴川基幹集落センター	503.45 m ²	157人	3.21㎡/人	
留産・相川・比羅岡地区	③留産地区管理棟	110.81 m	74人	1.50㎡/人	
双葉・中里・花丘・福里地区	⑤克雪管理センター	404.78 m	125人	3.24㎡/人	
御園•共栄•金山地区	⑥御園集落センター	154.44 m ²	34人	4.54㎡/人	
市街地区	⑦きもべつ笑み~な	997.86 m	1437人	0.69㎡/人	

図表3-21 町民文化系施設の配置(地区別)



2) 品質の適正性に関する基本的な考え方

図表3-22は、町民文科系施設の品質に対して簡易診断を行う項目の参考例を示したものである。今後アクションプランにおいて項目を検討する。

- ・経過年数は、20年未満、20年以上40年未満、40年以上について評価する。
- ・事故防止および防犯は、管理する体制の有無を評価する。

図表3-22 品質評価項目一覧表 ※参考

品質	質評価項目	①栄地図	区管理棟	②鈴川基幹集落センター			
大項目	評価項目	品質	評価	品質	評価		
1#\#	構造	S造		S造			Γ
構造· 経過年数	建築年	1979		1976			Γ
性過十数	経過年数	44		47			Γ
	自然災害回避性						Ī
	耐震補強						[
ウヘ州	防火						Ī
安全性	事故防止(体制)						1
	防犯(体制)						1
	有害物質(調査)						1
	構造不具合箇所						7
不具合性	仕上不具合箇所						1
	設備不具合箇所						1
	車いす対応						
福祉対応	身体障害対応						
	視覚障害対応						
	負荷低減						1
省エネ	省エネ機器					1	ī
	自然エネ						5
λ±±0.25.TB	設計図書						Ā
情報管理	申請図書						ħ

評価内容
区域有/無
不要/未/済
耐火/準耐等
体制有/無
体制有/無
調査有/無
ひび割れ
屋根•外壁
機器
・段差・EV仕様・便所・廊下仕様
•手摺•標識•便所仕様
・点字ブロック・音声誘導
負荷低減策
LED等
太陽光等
履歴図書含む
検査済含む

3) コストの適正性に関する基本的な考え方

図表3-23は、町民文科系施設にかかるコスト項目の参考例を示したものである。今後アクションプランにおいて基準を定め、評価を行い施策に反映する。

図表3-23 コスト概要一覧表 (千円) ※参考

	コスト評価項目	①栄地区	管理棟	②鈴川基幹集	落センター
	コスト評価項目	コスト	評価	コスト	評価
	光熱水費	12.0		46.0	
	修繕費	0.0		0.0	
	外部委託料	0.0		0.0	
	使用料及び借用料	20.0		118.0	
	備品購入費	0.0		0.0	
於	設コスト	32.0		164.0	
	消耗品費等	0.0		0.0	
	通信運搬費等	0.0		0.0	
	人件費	0.0		0.0	
事	業コスト	0.0		0.0	
支	出合計	32.0		164.0	
	補助金等			0.0	
	使用料等			0.0	
	その他収入			0.0	
小	ス合計	0.0		0.0	
収支差額		32		164	
利	」用者1人当たりのコスト	-		5.5	

	コスト	評価	コスト	評価
•				

(7) 施設管理の実施方針

1) 施設管理の実施方針に関する基本的な考え方

施設管理の実施方針に対しては、以下のような考えのもとに、施設の縮減と管理・運用費の削減に取り組む。

図表3-24 施設管理の実施方針

実施方針	内容
1. 点検・診断等の実施方針	・点検、保守、修繕について計画的な方法を検討する ・主要な施設について、簡易劣化診断を実施する
2.維持管理・修繕・更新等の実施方針	・維持管理費については、外部委託の発注を工夫し、節減を行う ・改修工事については将来の利用状況等を考慮し、保全計画を 立て計画的に実施することにより、コストの削減を行う
3.安全確保の実施方針	・施設内における危険部位の発見と安全確保の体制を見直し、構築する ・設備等の点検・保守においても再確認を行う
4. 耐震化の実施方針	・耐震改修促進法における規制対象となる建築物はない
5.長寿命化の実施方針	・数量・品質・コストの評価の良い施設については、長寿命化を図る ・長寿命化の対象となる施設については,築50年を目途に長寿命化改修を行うことによって、更に施設を長期使用するための検討を行う
6.統合や廃止の推進方針	・本町の建物については、6.59%の削減目標が提示されている ・統合や廃止の判断の基準づくりを行い、統廃合候補の調査・ 検討を行う。住民のサービス水準の低下を招かないことに留 意し、段階的に状況を説明しながら合意形成を図る ・避難施設に指定されている施設はその旨を考慮する
7.総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	・総合管理部門は関係所管との情報交換を密にし、総合的かつ計画的な管理を行う

第2節 土木系公共施設(インフラ)の管理に関する基本的な方針

1. 道路

(1) 施設概要

図表3-25に本町の道路の現況を示す。 このうち、本町が管理する町道は実延長が 159.8kmであり、改良済は71.9km、45.0%となっている。

図表3-25 本町の道路の状況 (道路現況調書令和4(2022)年4月1日現在)

道路種別	実延長	改且	良済	未改良	舗装	長済	未舗装
一般国道	41.6 km	41.6 km	100.0%		41.6 km	100.0%	
主要道道	2.0 km	2.0 km	100.0%		2.0 km	100.0%	
一般道道	16.2 km	11.8 km	72.8%	4.4km	11.8 km	72.8%	4.4 km
町道	159.8km	71.9 km	45.0%	87.9 km	55.7 km	34.9%	104.1 km

(2) 施設の主な仕様

図表3-26に町道の主な仕様を示す。

図表3-26 町が管理する道路の主な仕様 (道路現況調書令和4(2022)年4月1日現在)

					車	道幅員別	(延長)	m)			
路線 種別		未改良						,	見格改良済	ξ	
4至77.7	番号	5.5 m 以上	3.5 m 以上	3.5 m 未満	うち自動車 通行不可能	計	15.5 m 以上	13.0 m 以上	5.5 m 以上	5.5 m 未満	計
	6	184	2,337	9,975	328	12,496			8,230	12,958	21,188
道路	7	90	4,357	9,248	3,686	13,695			3,053	8,723	11,776
追路	8	4,665	14,526	42,445	11,981	61,636		20	4,640	34,318	38,978
	計	4,939	21,220	61,668	15,995	87,827		20	15,923	55,999	71,942

(3) 施設の数量・品質・コストに関する基本的な考え方

施設の数量・品質・コストの適正性に対しては、以下のような考えのもとに、施設の管理・運用費の削減に取り組む。

図表3-27 数量・品質・コストに関する基本的な考え方

基本的な考え方	内容
1.数量に関する基本的な考え方	・施設の使用状況に留意し、最適な道路網の検討を行う
2. 品質に関する基本的な考え方	・日常的な維持管理を行い施設を良好な状態に保つ
3.コストに関する基本的な考え方	・予防保全型の管理計画を目指す ・外部委託費の適正化に努める

(4) 施設管理の実施方針

1) 施設管理の実施方針に関する基本的な考え方 施設管理の実施方針に対しては、以下の様に行う。

図表3-28 施設管理の実施方針

実施方針	内容
1. 点検・診断等の実施方針	・定期的に点検・診断を実施する
2.維持管理・修繕・更新等の実施方針	・計画的な施設管理を実施するため、予防保全型の計画を目指す ・将来の保全コストの低減、平準化の実現を検討する
3. 安全確保の実施方針	・冬季の克雪対策を検討する
4. 耐震化の実施方針	・道路の構造物・付属物等の耐震性を確保する
5.長寿命化の実施方針	・路面の健全性の点検を定期的に実施し、現状を把握する ・効率的な維持管理と予防保全により、長寿命化を図る ・修繕を行う管理基準を定め、適切な修繕を施する
6. 統合や廃止の推進方針	・将来の町のあり方を踏まえ、適切な道路網を検討する
7.総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	・総合管理部門は関係所管との情報交換を密にし、総合的かつ計画的な管理を行う

2. 橋梁

橋梁の維持管理等に関する基本的な方針等は別途「喜茂別町橋梁長寿命化修繕計画」による。

(1) 施設概要

町が管理する橋梁は32橋あり、昭和39(1964)年度から平成9(1997)年度の間に建設されている。図表3-29は、本町が保有する橋梁の概要をまとめたものである。

図表3-29 橋梁の施設概要 (令和5(2023)年4月1日現在)

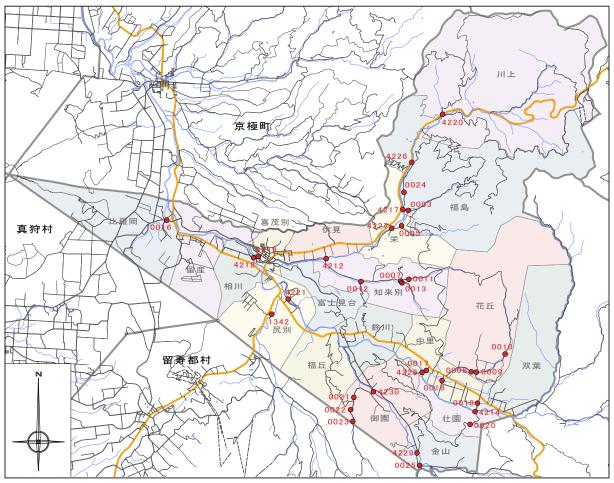
施設番号•施設名称	管理延長	管理面積	施工年度
0003日鉄1号橋	7.60 m	34.20 m ²	1973
0005 青川1号橋	5.60 m	19.60 m	1980
0007知来別2号橋	10.10 m	51.01m ²	1974
0008花丘橋	13.65 m	96.92 m	1974
0009花丘3号橋	7.70 m	27.72 m²	1983
0010花丘2号橋	7.60 m	26.60 m	1964
0011 知来別4号橋	5.50 m	22.00 m ²	1975
0012 知来別3号橋	8.70 m	30.45 m	1964
0013 知来別5号橋	6.00 m	14.40 m²	1983
0016目名橋	5.40 m	51.30 m	1972
0017河田橋	14.00 m	56.00 m	1974
0018名取橋	13.55 m	67.75 m²	1982
0019千葉の沢橋	6.70 m	40.54m²	1984
0020 荘園1号橋	2.40 m	10.08 m	1978
0021小出橋	8.40 m	54.60 m	1988
0022 堤橋	5.00 m	15.00 m	1964

施設番号•施設名称	管理延長	管理面積	施工年度
0023 村界橋	5.00 m	20.00m²	1983
0024福島1号橋	3.50 m	22.75 m	1987
0025金山1号橋	9.40 m	70.50m²	1978
1342 尻別農地開発橋	20.40 m	71.40 m	1971
4212 知来別橋	46.60 m	186.40 m	1970
4214 一二三橋	81.00 m	324.00 m	1967
4217福島橋	26.85 m	175.87 m	1985
4218相川橋	96.00 m	576.00 m	1968
4219 喜茂別2号橋	59.00 m	472.00 m	1984
4220 黒橋	16.65 m	66.60 m	1982
4221 尻別橋	81.10 m	324.40 m	1971
4226信夫橋	31.00 m	201.50m²	1987
4227 栄橋	42.70 m	236.99m²	1984
4228 山田橋	88.50 m	265.50 m ²	1973
4229 白鳥橋	39.50 m	118.50 m	1983
4230 共栄橋	42.50 m	329.38 m	1997

(2) 施設の配置

図表3-30に、橋梁の位置を示す。

図表3-30 橋梁の町内の配置



(3) 施設の主な仕様

図表3-31に、橋梁の主な仕様を示す。

図表3-31 橋梁の主な仕様 (令和5(2023)年4月1日現在)

種別	施設番号•施設名称	橋 種	橋梁延長	幅 員	車道	歩 道	路肩
	0003 日鉄1号橋	PC橋	7.60 m	4.50 m	4.00 m	0.00 m	0.50 m
	0005 青川1号橋	RC橋	5.60 m	3.50 m	3.00 m	0.00 m	0.50 m
	0007 知来別2号橋	鋼橋	10.10 m	5.05 m	4.00 m	0.00 m	1.05 m
	0008 花丘橋	PC橋	13.65 m	7.10 m	4.00 m	0.00m	3.10 m
	0009花丘3号橋	鋼橋	7.70 m	3.60 m	3.10 m	0.00 m	0.50 m
	0010花丘2号橋	PC橋	7.60 m	3.50 m	3.00 m	0.00 m	0.50 m
	0011 知来別4号橋	RC橋	5.50 m	4.00 m	3.50 m	0.00 m	0.50 m
	0012 知来別3号橋	RC橋	8.70 m	3.50 m	3.00 m	0.00 m	0.50 m
	0013 知来別5号橋	木橋	6.00 m	2.40 m	1.90 m	0.00 m	0.50 m
	0016目名橋	PC橋	5.40 m	9.50 m	5.50 m	2.00 m	2.00 m
	0017河田橋	鋼橋	14.00 m	4.00 m	3.00 m	0.00 m	1.00 m
	0018名取橋	鋼橋	13.55 m	5.00 m	4.00 m	0.00 m	1.00 m
	0019千葉の沢橋	RC橋	6.70 m	6.05 m	4.00 m	0.00 m	2.05 m
	0020 荘園1号橋	RC橋	2.40 m	4.20 m	3.00 m	0.00 m	1.20 m
	0021小出橋	PC橋	8.40 m	6.50 m	5.00 m	0.00 m	1.50 m
橋梁	0022 堤橋	RC橋	5.00 m	3.00 m	2.50 m	0.00 m	0.50 m
何木	0023 村界橋	RC橋	5.00 m	4.00 m	3.50 m	0.00 m	0.50 m
	0024福島1号橋	RC橋	3.50 m	6.50 m	5.00 m	0.00 m	1.50 m
	0025 金山1号橋	PC橋	9.40 m	7.50 m	7.00 m	0.00 m	0.50 m
	1342 尻別農地開発橋	鋼橋	20.40 m	3.50 m	3.00 m	0.00 m	0.50 m
	4212 知来別橋	RC橋・鋼橋	46.60 m	4.00 m	3.00 m	0.00 m	1.00 m
	4214一二三橋	PC橋	81.00 m	4.00 m	3.00 m	0.00 m	1.00 m
	4217福島橋	鋼橋	26.85 m	6.55 m	5.00 m	0.00 m	1.55 m
	4218 相川橋	PC橋	96.00 m	6.00 m	5.50 m	0.00 m	0.50 m
	4219 喜茂別2号橋	鋼橋	59.00 m	8.00 m	5.50 m	1.50 m	1.00 m
	4220 黒橋	PC橋	16.65 m	4.00 m	3.50 m	0.00 m	0.50 m
	4221 尻別橋	鋼橋	81.10 m	4.00 m	3.00 m	0.00m	1.00 m
	4226信夫橋	鋼橋	31.00 m	6.50 m	5.00 m	0.00 m	1.50 m
	4227 栄橋	鋼橋	42.70 m	5.55 m	4.00 m	0.00 m	1.55 m
	4228 山田橋	鋼橋	88.50 m	3.00 m	2.50 m	0.00 m	0.50 m
	4229 白鳥橋	PC橋	39.50 m	3.00 m	2.50 m	0.00 m	0.50 m
	4230 共栄橋	PC橋	42.50 m	7.75 m	4.00 m	2.00 m	1.75 m

第3節 公営企業会計施設の管理に関する基本的な方針

1. 簡易水道施設

簡易水道施設の維持管理等に関する基本的な方針等は別途計画による。

(1) 施設概要

図表3-32に簡易水道の概要、図表3-33にポンプ室、浄水場、配水地等の建物系施設概要を示す。

図表3-32 簡易水道の概要 (令和5(2023)年4月1日現在)

種 別	管理延長	施工年度
導水管及び送水管	10,487.00 m	1977~ 2007
配水管	49,511.50 m	1977~ 2009

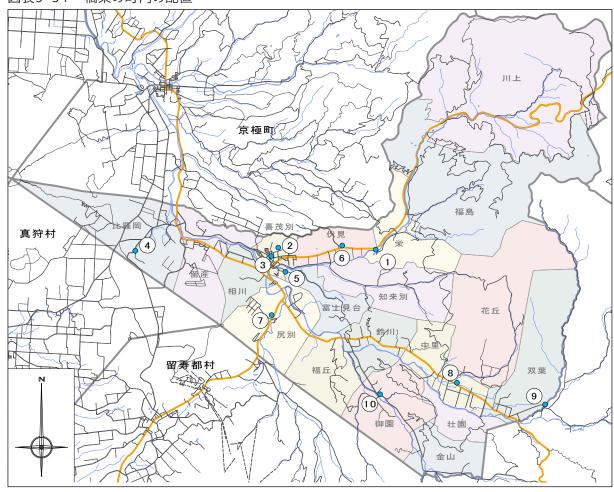
図表3-33 ポンプ室、浄水場、配水地等の建物系施設概要 (令和5(2023)年4月1日現在)

種別	地区名	施設名	延床面積	建築年度
		① 栄ポンプ場	21.84 m ²	2007
		② 送水ポンプ室	48.00 m ²	1991
	古法地区	③ 低区配水池室	13.07 m²	1991
10. 0-1	市街地区 居別·双葉地区	④ 比羅岡配水池室	31.61m ²	1991
ポンプ室 浄水場		⑤ 富士見台ポンプ場	7.29 m²	1992
アル場 配水地等		⑥ 伏見ポンプ場	12.25 m²	1993
		⑦ 水道管理室及び滅菌室	12.13 m ²	1996
		⑧ 中里滅菌室	4.96 m²	1983
		⑨ 双葉浄水場	19.63 m ²	1977
		⑩ 御園配水池・ポンプ場	89.96 m ²	2012

(2) 施設の配置

図表3-34に、ポンプ室、浄水場、配水地等の位置を示す。

図表3-34 橋梁の町内の配置



(3) 施設の主な仕様

図表3-35に、に簡易水道施設の主な仕様を示す。

図表3-35 簡易水道施設の主な仕様

種別	地区名	施設名称	仕 様
導水管及び送水	· 管		径:~300mm未満 延長:10487.00m
配水管			径:~150mm以下 延長:49511.50m
	市街地区	③ 低区配水池室	RC造 延床面積:13.07㎡
配水池	市街地区	④ 比羅岡配水池室	RC造 延床面積:31.61㎡
	尻別·双葉地区	⑩ 御園配水池・ポンプ場	RC造 延床面積:89.96㎡
	市街地区	① 栄ポンプ場	RC造 延床面積:21.84㎡
 ポンプ室	市街地区	② 送水ポンプ室	RC造 延床面積:48.0㎡
小ノノ至	市街地区	⑤ 富士見台ポンプ場	RC造 延床面積:7.29㎡
	市街地区	⑥ 伏見ポンプ場	RC造 延床面積:12.25㎡
	尻別·双葉地区	⑦ 水道管理室及び滅菌室	RC造 延床面積:12.13㎡
滅菌室•浄水場	尻別·双葉地区	⑧ 中里滅菌室	RC造 延床面積:4.96㎡
	尻別·双葉地区	⑨ 双葉浄水場	RC造 延床面積:19.63㎡

2. 下水道施設

下水道施設の維持管理等に関する基本的な方針等は別途計画による。

(1) 施設概要

図表3-36に、下水道の概要、図表3-37に終末処理場、堆肥化施設の建物系施設概要を示す。

図表3-36 下水道の施設概要 (令和5(2023)年4月1日現在)

種 別	管理延長	施工年度
排水管	14,191.97m	1996~ 2008

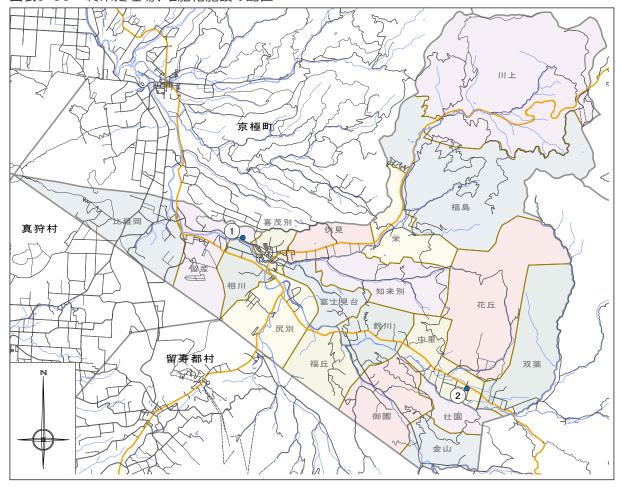
図表3-37 終末処理場、堆肥化施設の建物系施設概要 (令和5(2023)年4月1日現在)

種別	施設名	延床面積	建築年度
終末処理場	①きもべつ浄化センター	1,746.55 m ²	1999
堆肥化施設	②下水道汚泥堆肥化施設	430.99m²	2004

(2) 施設の配置

図表3-38に、終末処理場、堆肥化施設の位置を示す。

図表3-38 終末処理場、堆肥化施設の配置



(3) 施設の主な仕様

図表3-44に、に下水道施設の主な仕様を示す。

図表3-44 下水道施設の主な仕様

種別	施設名称	仕 様	
北北笠		径:~250mm未満 延長:13481.08m	
排水管		径:251~500mm 延長:710.89m	
終末処理場 きもべつ浄化センター		RC造 延床面積:1,746.55㎡	
下水道汚泥堆肥化施設		S造 延床面積:430.99㎡	

喜茂別町公共施設等総合管理計画

作 成:喜茂別町

発 行:平成28年3月 改 訂:令和6年3月